

要 望 内 容

回 答

八 災害に強く、安心して住み続けられるまちづくりを
◆災害に強いまちづくりを

2 4 6 区役所の常時の防災体制を抜本的に強化し、土木事務所や消防署、保健センターなど各関係機関との連携を密にすること。区防災会議により全災害危険箇所について年一回以上の実地調査・対策の検討、取組の具体化をはかるとともに、地域住民にもその結果を周知すること。

① 区役所・支所が地域の関係団体等と密接に連携し、地域の防災拠点としての役割を果たせるよう、平成 2 4 年度に各区・支所に地域防災係長を新たに配置するなど、区・支所の防災力の向上に努めてまいりました。

また、消防局や上下水道局等の関係部局も参画する地域防災係長会議の毎月開催や、行財政局防災危機管理室に兼職を命じている各局の庶務担当部長や各区・支所の地域力推進室長をメンバーとする防災危機管理室担当部長会の定期開催により、局区間の連携強化に努めております。

こうした平常時の取組に加えて、災害時の区・支所の体制強化のため、大雨による道路通行規制等により災害対応職員の参集に支障を来すことが想定される京北出張所での京北地域在住職員による動員体制の整備などに努めるとともに、現在は、「共汗で進める 新たな区政創生～京都市における区政の在り方について～」の策定を通じて、災害発生時における区局を越えた応援体制等の整備を検討しております。

② 区防災会議では、京都市地域防災計画に基づき、災害危険箇所対策会議を開催し、京都府をはじめとする関係機関が実施する、日頃の防災パトロールや災害防除工事の進捗状況等を踏まえた危険箇所の危険度判定の見直しや危険箇所の実地調査を行っております。

合わせて、京都市防災マップ（水災害編）や土砂災害ハザードマップの全戸配布などを通じて、地域住民の皆様へ危険箇所の周知に努めてまいります。

（平成 2 8 年度予算額）

- ・京北地域の災害対応拠点整備 4 0, 0 0 0 千円 【新規】
- ・京都市防災マップの更新(水災害編) 1 8, 0 0 0 千円 【新規】
- ・土砂災害ハザードマップづくり 2 7, 7 7 6 千円

平成 2 8 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 4 7
要 望 内 容	回 答		
<p>2 4 7 食料・飲料水備蓄の拡充，自家発電機，通信情報機器の整備など災害時の防災設備機能を充実させること。</p>	<p>① 東日本大震災を教訓に平成 2 6 年 3 月に策定した「京都市備蓄計画」において，食料の 1 食分から 3 食分への拡大，生活必需品への紙おむつや生理用品等の追加，配分対象者への在宅避難者や帰宅困難観光客の追加，避難所運営資機材の配備などの見直しを行いました。</p> <p>② 平成 2 8 年度も引き続き「京都市備蓄計画」に定めた備蓄目標の達成に向けて，食料や飲料水，生活必需品の備蓄に努めてまいります。</p> <p>また，従来から避難所運営資機材として，非常用発電機や可搬式照明器具等の配備に加え，平成 2 6 年度からは，新たにカセットコンロ，ガスボンベ及びワンセグ付ラジオを配備し，必要に応じて，テレビ視聴を可能とする設備（屋内用テレビアンテナ）を配備してきました。</p> <p>③ 引き続き，避難所の指定拡充に取り組むとともに，新たに指定した避難所への配備を進めてまいります。</p> <p>（平成 2 8 年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害用備蓄物資等整備 7 3, 5 3 8 千円 ・避難所運営資機材の整備 6, 4 3 5 千円 <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成 2 5 年 7 月～1 2 月 京都市備蓄計画策定検討会を開催</p> <p>平成 2 6 年 3 月 京都市備蓄計画策定</p>		

平成28年度予算要望に対する回答		NO.	248
要望内容	回答		
248 すべての学区・町内会単位の防災計画・マップの見直しを行い、充実をさせること。	<p>① 自主防災会（おおむね学区単位）の防災行動マニュアル（防災計画）については、平成27年6月から作成のためのガイドラインを配布しているところであり、災害の種別ごと（地震、水災害、土砂災害）に、タイムラインの概念を取り入れ、いつ、誰が、どこに、どのルートで避難するのかといった具体的な行動等について、地域実情に応じた実践的な内容となるよう、作成指導を行っております。</p> <p>また、ガイドラインに基づき、「防災行動マニュアル」の策定と合わせて、防災マップの作成・見直しを推進しています。</p> <p>② 作成済みの自主防災部（おおむね町内会単位）の市民防災行動計画と、新たに作成された自主防災会の防災行動マニュアルとの整合性を図るため、内容を確認し、必要に応じて修正するよう指導しております。</p> <p>（平成28年度予算額） ・自主防災組織の育成指導 17,000千円</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成27年6月 「防災行動マニュアル作成のためのガイドライン」を各自主防災会に配布、策定指導開始 平成27年12月末現在策定完了状況 地震編 44学区／227学区（全学区） 水災害編 36学区／181学区（浸水深50センチ以上、任意で策定の6学区を含む） 土砂災害編 9学区／78学区（土砂災害警戒・特別警戒区域あり）</p>		

要 望 内 容

回 答

2 4 9 二次災害・災害関連死を防ぐための対策を強化すること。福祉避難所の必要数について、具体的に検証すること。指定された施設への必要な支援を行うこと。

- ① 福祉避難所の必要数については、国では福祉避難所設置・運営に関するガイドラインにおいて、小学校区に1箇所程度の割合で指定することが望ましいとされているため、「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画（以下「京プラン」という。）において、200箇所の目標値（平成27年度）を掲げて取組を進めております。
- ② 京プランに掲げた200箇所の目標値については、平成26年度に1年前倒しで達成し、これにより想定される重度の要配慮者（要介護度3以上及び障害支援区分4以上）全員の受入れが可能となったところです。一方、慣れない環境での生活による状態の悪化も懸念されることから、引き続き、関係団体等の御協力を得ながら、事前指定施設のない地域の施設を中心に、働き掛けを進めてまいります。
- ③ 指定された施設への必要な支援については、平成26年度に、京都市老人福祉施設協議会や京都府介護福祉士会との間で、介護員の派遣協力に関する協定を締結するとともに、福祉避難所への公的備蓄物資の配備を進めることを京都市備蓄計画に定めるなど、人的・物的両面からの支援に取り組んでいるところです。
- ④ これらの取組を踏まえ、「福祉避難所運営ガイドライン（平成25年3月策定）」を平成28年度に改訂し、福祉避難所運営の実効性をより一層高めるとともに、福祉避難所指定先の更なる拡充に活用するなど、引き続き、二次災害・災害関連死の防止につながる取組を推進してまいります。

（平成28年度予算額）

- ・ 地域における見守り活動促進事業 6, 244千円
- ・ 福祉避難所運営支援事業 2, 860千円

要 望 内 容

回 答

(経過・これまでの取組等)

- 平成 2 4 年 4 月 社会福祉施設 1 0 7 箇所を福祉避難所として事前指定
災害時における物資の提供協力に関する協定締結
- 平成 2 5 年 1 月 社会福祉施設 5 6 箇所を福祉避難所として事前指定
災害時における子どもの一時的預かり等に関する協定締結
- 3 月 福祉避難所運営ガイドラインの策定
- 平成 2 6 年 3 月 社会福祉施設 2 7 箇所を福祉避難所として事前指定
福祉避難所への介護員の派遣協力に関する協定を締結
- 平成 2 7 年 1 月 社会福祉施設 3 8 箇所を福祉避難所として事前指定
- 2 月 福祉避難所移送対象者の選定方法及び受入調整等に関する
ガイドラインの策定
- 3 月 看護系大学等 9 箇所を妊産婦等福祉避難所として事前指定

<平成 2 7 年 1 2 月現在の福祉避難所の事前指定状況>

種 別	事前指定数
福祉避難所	2 3 7 箇所
(高齢者施設)	(1 6 6 箇所)
(障害者施設)	(6 2 箇所)
(妊産婦等施設)	(9 箇所)

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5 0
要 望 内 容	回 答		
2 5 0 地下鉄東西線御陵駅の浸水の原因となった安祥寺川について、京都府、京阪、J R と協議し、早期に改修を行うこと。	<p>① 安祥寺川については、京都府に対して、浸水被害を最小限にする対策の実施を強く要望した結果、しゅんせつ等の応急対策が速やかに実施されました。併せて、今後の対策について、京都府の河川担当部局と協議しているところであり、平成 2 7 年度内を目途に、効果的な治水対策案を府市連携により取りまとめる予定です。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><京阪電鉄と連携して実施した浸水対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安祥寺川が溢れた場合に京阪京津線に水を流入させないように、直ちに土のうを積めるよう準備 ・台風接近による警報発令時（大雨・洪水）における警戒体制の強化 ・御陵東中間ポンプ所のポンプ電源ボックス位置を冠水の恐れのない地上に移設 ・安祥寺川からの泥水流入地点付近に止水板（鉄扉）を設置 ・安祥寺川の氾濫等を即時に把握できるように、監視カメラを設置 		

平成 2 8 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 5 1
要 望 内 容	回 答		
<p>2 5 1 排水機場の管理を直営に戻すこと。関係組織と職員体制を拡充すること。また、障害物除去、水位監視機能などを改善し、常時監視体制を確立すること。</p>	<p>① 排水機場の保守管理・運転監視業務については、平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの長期契約（3 箇年）で京都市都市整備公社に委託していますが、排水機場稼働時には各排水機場の状況を把握するとともに、不測の事態が生じた場合には、本市職員が現地に出動するなど、適切に対応してまいります。</p> <p>② さらに、平成 2 8 年 4 月からは、排水機場集中監視システムの運用を開始することにより、ポンプの稼働状況や水位を一元的に把握できるようになるため、2 4 時間体制で監視を行うなど、監視体制の強化を行ってまいります。</p> <p>（平成 2 8 年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水機場維持管理 1 9 1, 4 9 4 千円 ・排水機場維持補修 6 7 1, 5 0 0 千円 		

平成 2 8 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 5 2
要 望 内 容	回 答		
2 5 2 中高層集合住宅の管理組合・自治会の防災活動計画づくりと災害時の行動マニュアルづくりを支援すること。	<p>① 本市では、地域の実情に応じて世帯数の多い集合住宅などは、一つの自主防災部（おおむね町内会単位）として、防災指導を行っております。</p> <p>② また、平成 2 7 年 6 月には、自主防災会（おおむね学区単位）の防災行動マニュアル（防災計画）作成のためのガイドラインを作成し、災害の種別ごと（地震、水災害、土砂災害）に、タイムラインの概念を取り入れ、いつ、誰が、どこに、どのルートで避難するのかといった具体的な行動等について、地域実情に応じた実践的な内容となるよう、作成指導を行っているところです。</p> <p>③ 作成済みの自主防災部の市民防災行動計画と、新たに作成された自主防災会の防災行動マニュアルとの整合性を図るため、内容を確認し、必要に応じて修正するよう指導してまいります。</p> <p>（平成 2 8 年度 予算額） ・ 自主防災組織の育成指導 1 7, 0 0 0 千円</p>		

要 望 内 容

回 答

253 「京都市建築物耐震改修促進計画」の耐震化率90%目標達成計画の総括を行い、新たな早期達成目標と計画をたて、必ず達成すること。京都型耐震リフォーム支援事業は工事費の補助額を増額し、メニューごとの上限額を引き上げること。木造住宅及び京町家の耐震改修支援事業について予算の拡充をはかること。

① 住宅・建築物の耐震化については、京都市建築物耐震改修促進計画に基づき、平成24年度から平成27年度までの4年間で「耐震化重点期間」と位置付けて、市民、事業者、行政が一体となって取り組んでいるところです。最終年度となる平成27年度は、まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業の制度充実や、耐震診断士派遣事業における利用者負担の無料化などに取り組み、例年を大幅に超える利用をいただいております。

② また、平成27年度に策定する「京都市建築物耐震改修促進計画～京都に息づく「ひと」と「まち」の“いのち”を守る～（仮称）」においては、現行計画の総括を行ったうえで、市民の命と暮らしを守る観点から、木造住宅が数多く残る本市の特性に応じた目標を掲げ、耐震化対策を推進してまいります。

③ 木造住宅については、耐震化に向けた勢いを衰えさせることのないよう、まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業を核とした支援制度について、更に使いやすくする工夫を重ねるとともに、公民一体となった耐震ネットワークを核として、引き続き、地域等での普及啓発に取り組み、地震災害に強い安心安全なまちづくりに努めてまいります。

(平成28年度予算額)

- ・住宅の耐震化対策の強化 484,460千円【充実】
- ・分譲マンション耐震診断・耐震改修計画作成助成 4,000千円
- ・分譲マンション耐震改修助成 債務負担
- ・特定既存耐震不適格建築物の耐震化対策 45,000千円、債務負担
- ・既存耐震不適格建築物の緊急耐震化対策 86,120千円、債務負担
- ・修学旅行生が利用するホテル、旅館の耐震化対策 29,000千円、債務負担

平成 2 8 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 5 4
要 望 内 容	回 答		
2 5 4 マンションの耐震改修支援事業について、補助制度の抜本的改善をはかること。	<p>① 分譲マンションの耐震化を促進するため、本市では、これまでから、耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修工事に対する補助制度を実施しております。平成 2 6 年度からは、更に使いやすい制度とするため、耐震化の優先度の高いピロティ階のみの耐震改修工事についても補助対象とするなど、制度の充実を図ってまいりました。</p> <p>② また、これらの補助制度をより多く利用いただくため、対象となる分譲マンションの管理組合や、関連業界団体に対する啓発活動に取り組んでおります。</p> <p>③ 引き続き、関係部局が連携を図りながら、普及啓発を進め、分譲マンションの更なる耐震化の促進に取り組んでまいります。</p> <p>(平成 2 8 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分譲マンション耐震診断・耐震改修計画作成助成 4, 0 0 0 千円 ・分譲マンション耐震改修助成 債務負担 		

要 望 内 容

回 答

2 5 5 耐震化の必要な重要橋梁 9 2 橋の内、第 2 次プログラムの耐震改修計画になる 3 0 橋については、早急に改修計画を具体化し改修すること。京都市域の重要橋梁以外の橋梁及び国の管理する橋梁についても、国・府と連携し、耐震化と必要な老朽対策を早急に進めること。

- ① 阪神・淡路大震災を契機に、平成 7 年度から緊急輸送道路上の 1 5 m 以上の橋りょう及び跨線・跨道橋 9 2 橋を都市防災上重要な橋りょうと位置付け、耐震補強工事を実施し、これまでに 4 0 橋が完了しております。
- ② 残る 5 2 橋のうち、他都市からの支援ルートとなる道路や市内幹線道路上の橋りょうなど 2 2 橋については、平成 2 3 年 1 2 月に策定した「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」（第 1 期プログラム：平成 2 4 ～ 2 8 年度）に基づき、優先して耐震補強を進めているところです。残る 3 0 橋についても、今後、順次対策を進めてまいります。
- ③ また、老朽化修繕については、早急に修繕を行う必要がある橋りょうを優先して対策を進めてまいります。
- ④ なお、京都市域の国が管理する橋りょうにつきましては、国に対し、必要な対策を講じるよう求めてまいります。

（平成 2 8 年度予算額）

・耐震補強，老朽化修繕 4, 8 9 5, 9 1 6 千円【充実】

（経過・これまでの取組等）

平成 2 3 年 1 2 月 「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」の策定

平成 2 4 年度～ 「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」第 1 期プログラムの推進（平成 2 8 年度まで）

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 5 6
要 望 内 容	回 答		
2 5 6 吊り天井について、既存建築物については定期報告による点検にとどまらず、京都市の立入検査も行い、早急に落下防止対策を指導し、改善すること。	<p>① 吊り天井については、定期報告の際に、現行基準に基づく状況把握や指導を行うとともに、事故防止に係る周知啓発を行っているところです。</p> <p>② 引き続き、定期報告制度を中心に状況把握と指導を進めるとともに、査察も含め、必要に応じて指導してまいります。</p>		

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5 7
要 望 内 容	回 答		
<p>2 5 7 国の「液状化危険地域対策技術指針」に基づき、京都市独自の対策指導基準を作成し、地域実態調査に基づく液状化危険地域対策を早期に行うこと。</p>	<p>① 「京都市第3次地震被害想定（平成15年10月策定）」において、京滋の8つの活断層による内陸型地震や南海トラフ地震（当時は東南海・南海地震を想定）が発生した場合における京都市域の液状化危険度を一定の手法に基づき判定し、策定した9つの地震ごとの「液状化危険度分布図（市全域図）」を本市ホームページにおいて公開しております。</p> <p>② また、都市計画法に基づく開発許可制度においては、現在、国において液状化に関する明確な許可基準等が示されていませんが、開発（予定）箇所が「液状化危険度分布図」等で示されている液状化のおそれのある箇所である場合は、窓口での相談時等に、啓発文書により、液状化対策について検討するよう指導に努めております。</p> <p>③ また、東日本大震災での課題を踏まえ、これまで進めてきた本市の防災対策事業の成果と課題を検証し、今後の取組方向を明らかにするため、平成23年6月に設置した京都市防災対策総点検委員会の最終報告書において、本市域で液状化の危険度の高い地域等の調査・分析等の推進や、ライフライン対策などの効果的施策の検討・推進に今後取り組むべきとされており、検討を行ってまいります。</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成15年10月 京都市第3次地震被害想定（策定） （液状化危険度分布図（市全域図）を策定） 平成23年12月 京都市防災対策総点検委員会の最終報告</p>		

平成28年度予算要望に対する回答		NO.	258
要 望 内 容	回 答		
258 大規模盛土による開発地域など、宅地の地すべり危険地域マップに基づき、国・府とも連携し、一層対策を強化すること。	<p>① 宅地の地すべり危険地域対策については、大規模盛土造成地対策として、第一次調査（盛土の位置及び箇所数を把握するための調査）の結果を踏まえ、大規模盛土造成地マップ及び解説リーフレットを作成・公表し、市民の皆様への周知に努めているところです。</p> <p>② また、平成25年度からは、第二次調査（現地調査・安定計算等）の実施計画及び想定される対策工事の概要について検討を進め、併せて第二次調査の実施に必要な住民との合意形成手法について課題整理を行ってまいりました。現在、第二次調査以降の事業実施に伴う諸課題について、他の自治体に調査を行うなど、課題解決に向けた事例研究を進めております。</p> <p>③ 今後は、住民との合意形成手法など課題解決策の検討を進めながら、平成28年度から第二次調査に着手する予定です。 また、引き続き、京都府とも連携しながら、国に対して事業実施に係る統一基準の策定を求めてまいります。</p> <p>（平成28年度予算額） ・大規模盛土造成地調査 13,260千円</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成24年3月 大規模盛土造成地第一次調査に着手 平成25年1月 調査結果を大規模盛土造成地マップとして公表 解説リーフレットの配布 5月 第二次調査実施計画の策定作業に着手 平成26年7月～ 第二次調査実施計画の策定及び住民との合意形成に係る課題整理 平成27年度 第二次調査の課題解決策について事例研究</p>		

平成 2 8 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 5 9
要 望 内 容	回 答		
2 5 9 引き続き，災害時に備えて，防災機能と設備を持った公園を増やすこと。既存の公園の防災機能を強化すること。	<p>① 新設公園の整備や既存公園を再整備する際には，地域からの要望を踏まえ，かまどベンチ，防災ベンチ，マンホールトイレ等の防災設備を必要に応じて整備するなど，災害時の避難場所として活用できるように防災機能の強化を図っているところです。引き続き，災害時に備えて防災機能の強化に努めてまいります。</p> <p>(平成 2 8 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園施設整備 3 1 4, 0 1 0 千円 ・都市公園安心安全対策 2, 0 0 0 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><平成 1 8 年度以降に防災設備を整備した公園 (平成 2 6 年度末まで)></p> <ul style="list-style-type: none"> かまどベンチ 3 7 公園 (4 4 基) 防災ベンチ 6 公園 (1 0 基) マンホールトイレ 2 1 公園 (7 8 基) 		

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 6 0
要 望 内 容	回 答		
<p>2 6 0 元小・中学校の耐震化を早急に実施すること。統合対象校についても耐震化を実施すること。すべての高校の耐震改修計画を作成し早急に実施すること。非構造部材の総点検については早期に完了し、対策を講じること。</p>	<p>① 学校統合等に伴う閉校施設の耐震化については、平成 2 5 年度までに実施している耐震診断の結果や学校跡地活用の進捗状況等を踏まえ、必要な対応を検討してまいります。</p> <p>② 高校の耐震化については、工業高校の再編・統合や、定時制単独高校、新普通科系高校の設置により完了する予定であり、早期実現に向け取り組んでまいります。</p> <p>③ 学校施設の天井や壁、照明器具などの非構造部材の耐震化については、教職員による日常的な点検や専門家による法定点検の結果を踏まえ、つり天井については平成 2 7 年度中に撤去を完了（平成 2 8 年度以降に体育館の解体を予定している 2 校を除く。）する予定であるなど耐震化を図っており、今後とも、必要度・緊急度に応じて、限られた予算を効率的・計画的に執行する中で取り組んでまいります。</p> <p>（平成 2 8 年度予算額） ・閉校施設の耐震化推進事業 3 1 2, 7 0 0 千円</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成 2 5 年度 元立誠小・元有隣小・元安寧小の体育館・講堂に係る耐震補強設計を実施 平成 2 6 年度 活用の見込みがある施設（元春日小・元貞教小）以外の体育館・講堂について、非構造部材の専門家による点検を実施 元聚楽小（全棟）の耐震改修工事完了 平成 2 7 年度 元堰源小（体育館）、元有隣小（体育館）について、耐震補強工事を実施</p>		

要 望 内 容

回 答

2 6 1 地下街，地下鉄および地下鉄駅への浸水対策を，全庁的体制で行うこと。

① 地下街等の地下施設の浸水対策については，副市長を本部長とする京都市「雨に強いまちづくり」推進本部において，「雨に強いまちづくり」推進行動計画を平成 2 7 年 3 月に作成し，ハード・ソフトの両面から全庁的な取組を進めております。
ハード対策としては，公共下水道事業において，雨水幹線の整備等により，地下街等の周辺地域の浸水被害の最小化に重点的に取り組むとともに，ソフト対策として，地下施設の管理者による浸水防止計画の策定や地下施設管理者等の連携による浸水時避難誘導訓練の実施などを支援しており，引き続き取組を進めてまいります。

② 地下鉄における浸水対策については，ハード面では，出入口を前面の歩道より高くするとともに，全駅に土のうを配備しております。加えて，1 0 0 年に 1 回程度の大雨を想定して国や府が策定した，「浸水想定区域図」をもとに，浸水時に浸水が 5 0 c m 以上となる出入口や地形上浸水が深くなると想定された 5 駅 1 4 箇所の出入口に止水板を設置しております。

また，ソフト面では，「大雨・洪水警報発表時の取扱い」等のマニュアルを定めるとともに，駅職員が適切に対応できるよう，土のうの取扱訓練等を実施しております。

さらに，ゲリラ豪雨等，昨今の想定を超えた災害の発生を踏まえ，これまでの被害想定を見直し，国の補助制度を活用して止水板を増設し，浸水対策の強化を図ることとしており，平成 2 8 年度は，二条城前駅など 6 駅 1 1 箇所の出入口に止水板を設置してまいります。

(平成 2 8 年度予算額)

・地下鉄の浸水対策

大雨による浸水に備えた止水板の設置（6 駅，1 1 箇所）等

5 2, 3 7 1 千円

・公共下水道事業（浸水対策）

3, 8 2 9, 0 0 0 千円【充実】

要 望 内 容

回 答

262 災害時におけるボランティア募集・受入にあたっては、登録ボランティアに加えて、個人の市民ボランティアについても受け入れるよう体制を改善すること。

① 災害時におけるボランティアの募集及び受入れについては、各区で具体的な被害状況の詳細とボランティアの必要性を把握したうえで、ボランティアを募集する必要がある場合に、区長が区社会福祉協議会会長に区災害ボランティアセンター（以下「区災ボラ」という。）の設置を要請し、区災ボラの要請に基づき京都市災害ボランティアセンター（以下「市災ボラ」という。）がボランティアを募集し、区災ボラが受け入れることとしております。

② 近年、京都市内においても、被害を伴う災害が発生しており、平成25年9月の台風18号や平成26年8月豪雨発生時には、各区社会福祉協議会に市災ボラのブランチ（支部）を設置して、被害状況及びボランティアニーズの把握を行い、ボランティアによる支援活動を展開しました。

③ 特に平成26年8月豪雨では、被害の大きかった右京区京北地域において、学区社会福祉協議会などのボランティアのほか、一般募集によりお集まりいただいた個人の市民ボランティア等※により、被災家屋の床下の泥出しや土砂の搬出等の支援活動を行いました。（※ボランティア活動従事者延べ139名のうち、個人の市民ボランティア51名）

④ 今後とも、これまでの経験を生かし、災害発生時にボランティア活動が円滑かつ効率的に展開できるよう、引き続き、市・区災ボラの連携による区災ボラ設置・運営訓練の実施や市・区災ボラの認知度を高める取組を行うとともに、個人の市民ボランティアを多く募集する必要があると考えられる大規模災害等も十分視野に入れ、今後の取組を進めてまいります。

（平成28年度予算額）

・京都市災害ボランティアセンター運営 2,000千円

要 望 内 容

回 答

◆安心して住み続けられるまちづくりを

2 6 3 空き家対策については、空き家活用・流通支援等補助金の周知をはかること。また、地域の協力を得つつ、行政が中心となった取り組みとすること。

① 本市では、平成 2 6 年 4 月に施行した「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例（以下「条例」という。）」に基づき、官民連携による総合的なコンサルティング体制の整備、地域の居場所や芸術家の住まい等のまち再生や地域活性化に資する空き家の活用の促進、さらには、跡地の活用といった総合的な空き家対策を、京町家保全・活用事業及び密集市街地・細街路対策と連携させながら推進しております。

② 空き家活用・流通支援等補助金については、これまでから市民しんぶんの特集記事やチラシの全戸回覧等により、積極的に周知しているところです。

③ 平成 2 8 年度は、地域の空き家対策を支援する「地域連携型空き家流通促進事業」など、これまでの取組を着実に推進するとともに、新たに、固定資産税納税通知に併せた市内に存する家屋の所有者に向けた普及啓発や、順次設定する重点取組地区における全ての空き家所有者に対する活用等の働き掛け、平成 2 7 年 5 月に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく「空き家等対策計画（仮称）」の策定などを実施してまいります。さらに、空き家の通報窓口を設置している各区役所・支所との一層の連携及び移住促進の取組など、更なる施策の融合を図り、総合的な空き家対策を一層推進してまいります。

（平成 2 8 年度予算額）

・空き家対策推進事業 1 6 8, 1 1 2 千円【充実】

<内訳>

空き家に関する普及・啓発

総合的なコンサルティング体制の整備

地域連携型空き家流通促進事業

空き家活用促進のための支援事業

（次ページに続く）

要 望 内 容

回 答

(空き家活用・流通支援等補助金, 「空き家活用×まちづくり」モデル・プロジェクト, 移住・住みかえ支援機構(JTI)の「マイホーム借上げ制度」等と連携した活用促進(JTI協賛事業者となるための登録手数料の助成制度の創設など)

空き家対策及び京町家保全・活用との連携による移住促進法・条例に基づく指導・勧告・命令等の適正管理対策

(経過・これまでの取組等)

<空き家対策の推進>

平成24年度 京都市空き家対策検討委員会での検討
 平成25年 4月 空き家対策推進プロジェクトチームの設置
 7月 「総合的な空き家対策の取組方針」の策定
 平成26年 4月 区役所に通報窓口を設置
 地域の空き家相談員の登録(73名)
 6月 空き家活用・流通支援等補助金の創設
 7月 京都市「空き家活用×まちづくり」モデル・プロジェクト補助金の創設
 9月 専門家派遣制度の実施
 平成27年 3月 地域の空き家相談員の登録(201名)
 4月 代執行による管理不全空き家の除却の実施
 7月 第2回京都市「空き家活用×まちづくり」モデル・プロジェクトの実施

<条例に関する取組>

平成25年 7月 「京都市空き家の活用, 適正管理等に関する条例(仮称)」
 骨子(案)に関する市民意見募集の実施
 平成26年 4月 「京都市空き家の活用, 適正管理等に関する条例」を施行
 平成27年12月 「京都市空き家の活用, 適正管理等に関する条例」を改正

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

<地域連携型空き家流通促進事業に関する取組>

平成22年度

上京区春日学区，東山区六原学区で事業開始

平成23年度

北区紫野学区，上京区桃菌学区，西京区福西学区で事業開始

平成24年度

左京区大原学区，東山区栗田学区で事業開始

平成25年度

東山区今熊野学区，西京区洛西ニュータウン

(新林・竹の里・境谷・福西学区)で事業開始

平成26年度

上京区成逸学区，左京区養徳学区，左京区久多学区，

中京区梅屋学区，中京区銅駝学区，中京区竹間学区，

中京区朱雀第一学区，中京区朱雀第三学区，

東山区有済学区，下京区有隣学区，下京区修徳学区，

右京区京北地域(黒田・山国・弓削・周山・細野・

宇津地区)で事業開始

平成27年度

上京区待賢学区，左京区洛峰ココイマプロジェクト(花脊・

広河原・別所学区)，右京区宕陰学区で事業開始

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 6 4
要 望 内 容	回 答		
2 6 4 危険家屋の解体補助制度は、予算を増やして対応すること。	<p>① 本市では、平成 2 4 年 7 月に策定した、「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」に基づき、密集市街地対策を進めており、平成 2 6 年 6 月に創設した「防災まちづくり推進事業」において、地域の防災性の向上を図るため、密集市街地や細街路に面する老朽化した木造建築物の除却を対象とした補助制度を実施しています。</p> <p>② 平成 2 8 年度は、引き続き、補助制度を実施し、まちの安全向上に努めてまいります。</p> <p>(平成 2 8 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史都市京都における密集市街地等に関する対策の推進 7 2, 0 7 0 千円【充実】 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 3 年度 「歴史都市京都における密集市街地等に関する対策の推進検討会議」の設置</p> <p>平成 2 4 年度 「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」の策定</p> <p>平成 2 6 年度 「京都市防災まちづくり推進事業」の創設</p> <p>平成 2 7 年度 「京都市密集市街地・細街路における防災まちづくり推進制度」の創設</p>		

要 望 内 容

回 答

265 市営住宅の新規建設を行うこと。改良住宅については市営住宅と同じ位置づけで一般公募をすすめること。空き家整備をすすめ、公募戸数を増やすこと。単身者用住戸の拡充など、公募対象を柔軟に決定すること。

- ① 市営住宅を長く有効に活用するため、平成22年度に策定した「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、建替えは効率性や政策効果を総合的に勘案して最小限に抑えつつ、既存住棟の適切な維持管理と改善を進めてまいります。
- ② 改良住宅で発生した空き家については、地域コミュニティの活性化を進め、併せて、ストックとしての有効活用を図るため、適宜、一般公募を実施しております。
- ③ 市営住宅の空き家整備については、迅速かつ効率的に進めており、今後とも公募戸数の確保に努めてまいります。
- ④ 単身者向け住宅の公募については、高い応募倍率が続く状況を踏まえ、単身者向けに建設した住戸に加え、小規模な世帯向け住戸も単身者向けに提供しており、引き続き、公募戸数を確保するよう努めてまいります。

(平成27年度2月補正予算額)

- ・市営住宅改善事業 548,000千円
- ・市営住宅管理運営 427,800千円

(平成28年度予算額)

- ・市営住宅改善事業 2,800,577千円
- ・市営住宅管理運営 3,834,565千円

要 望 内 容

回 答

2 6 6 市 営 住 宅 入 居 資 格 の 収 入 基 準 を 引 き 上 げ ， 募 集 対 象 を 拡 大 す る こ と 。

① 市 営 住 宅 に お け る 入 居 収 入 基 準 額 に つ い て は ， 京 都 市 住 宅 審 議 会 か ら ， 「 最 低 居 住 水 準 の 住 宅 を 確 保 す る こ と が 困 難 な 収 入 の 上 限 額 」 と し て 答 申 を 受 け た 収 入 基 準 額 に 基 づ き ， 京 都 市 市 営 住 宅 条 例 に お い て 定 め て い る こ と か ら ， 入 居 収 入 基 準 額 の 引 上 げ は ， 現 時 点 で は 考 え て お り ま せ ン 。

(経 過 ・ こ れ ま で の 取 組 等)

平成 2 4 年 4 月 公 営 住 宅 法 の 一 部 改 正 (地 域 の 自 主 性 及 び 自 立 性 を 高 め る た め の 改 革 の 推 進 を 図 る た め の 関 係 法 律 の 整 備 に 関 す る 法 律 (平 成 2 3 年 法 律 第 3 7 号) の 施 行)
(事 業 主 体 が 条 例 で 入 居 収 入 基 準 額 を 制 定 す る こ と と な っ た 。)
5 月 京 都 市 住 宅 審 議 会 に 諮 問
8 月 京 都 市 住 宅 審 議 会 か ら の 答 申
1 0 月 京 都 市 市 営 住 宅 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 公 布
平成 2 5 年 4 月 改 正 後 の 京 都 市 市 営 住 宅 条 例 の 施 行

平成 2 8 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 6 7
要 望 内 容	回 答		
2 6 7 耐用年数をこえた畳及び浴槽など修繕費が高額になる部分については、全額市の負担で改修・取り換えを行うこと。	<p>① 市営住宅の修繕負担区分については、京都市市営住宅条例により、構造上重要な部分や給水施設、排水施設、電気設備などの維持に要する部分は公費負担とし、住宅の使用に伴い傷んだ畳やガラスの取替えなどの修繕については入居者負担としております。なお、平成 2 5 年度から、入居者の負担軽減を図るため、設置後 1 0 年以上経過した風呂釜については、修繕負担区分を公費負担に見直したところです。</p>		

要 望 内 容

回 答

268 市営住宅の耐震改修，エレベーター設置は「ストック総合活用計画」を前倒ししてでも早急にすすめること。その際，入居者の負担増にならないようにすること。また，高齢者向け住宅の改善を早急にすすめること。

- ① 耐震改修や高齢者等対応住戸改善，浴室設置，エレベーター設置等の市営住宅の改善事業については，引き続き，「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき進めてまいります。
- ② また，耐震改修とエレベーター設置等を併せて実施するなど，入居者への負担の軽減等が見込める事業については，同時に実施します。なお，エレベーター設置等の改善事業を実施した場合には，国の通知で定められた算出方法等に基づき，市営住宅の家賃が上昇することになります。
- ③ 高齢者等対応住戸改善についても，高齢者等に適切な住環境を提供していくため，引き続き取組を進めてまいります。

(平成27年度2月補正予算額)

- ・市営住宅改善事業 548,000千円
- ・市営住宅管理運営 427,800千円

(平成28年度予算額)

- ・市営住宅改善事業 2,800,577千円
- ・市営住宅管理運営 3,834,565千円

(経過・これまでの取組等)

<団地再生事業／平成28年度対象事業分>

建替及び集約が必要な住棟を含む団地について，「団地再生計画検討団地」と位置付け，総合的に団地内の各住棟の活用方針を検討して団地再生計画を策定し，事業を推進

・鈴塚市営住宅

平成25年12月～平成27年 3月 建替工事（10号棟）

平成26年 7月～平成27年 2月 耐震改修実施設計（2，8，9号棟）

（次ページに続く）

要 望 内 容

回 答

平成26年12月～平成27年 3月 1号棟除却実施設計
 平成27年 9月～平成28年 1月 1号棟除却工事
 平成28年 2月～平成29年 2月 耐震改修工事（2，8，9号棟）

・八条市営住宅

平成27年 9月～平成28年 3月 全棟建替事業における民間活力導入可能性調査

・楽只市営住宅

平成26年 7月～平成27年 6月 耐震改修，エレベーター設置，浴室設置基本設計・実施設計（11，12号棟）

平成26年 8月～平成27年 3月 更新棟基本計画
 平成27年 7月～平成28年10月 更新棟基本設計・実施設計
 平成27年12月～平成28年12月 耐震改修，浴室設置基本設計・実施設計（13～15号棟）

・崇仁市営住宅

平成27年 7月～平成28年 4月 市立芸大移転に伴う更新棟基本計画・基本設計

<改善事業／平成28年度対象事業分>

市営住宅ストックを長期間有効に活用するための改善事業を実施。京都市ストック総合活用計画策定時（平成23年2月）と比較して，平成28年1月末現在，耐震化率は約56％から約73％，エレベーター等設置率は約51％から約55％へ向上

（次ページに続く）

平成28年度予算要望に対する回答

NO.

268

要 望 内 容

回 答

- ・醍醐南市営住宅
平成25年12月～平成26年10月 耐震改修，エレベーター設置（1～12号棟）基本設計・実施設計
平成28年 2月～平成29年 3月 耐震改修工事，エレベーター設置工事（10～12号棟）

- ・檜原市営住宅
平成25年12月～平成27年 3月 耐震改修，エレベーター設置（1～13号棟）基本設計・実施設計
平成28年 1月～平成28年10月 耐震改修工事，エレベーター設置工事（3，4号棟）

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 6 9
要 望 内 容	回 答		
2 6 9 障 害 者 向 け 住 宅 に つ い て は ， 市 の 負 担 で ， 障 害 の 状 況 に 対 応 で き る 浴 室 へ の 改 善 を は か る こ と 。	<p>① 本市では，車いすを利用されている方向けの住戸を整備する一方で，その他の住戸に関しては，バリアフリーデザインに関する要綱や法律に定めのある建築設計標準に基づき，標準的なものを整備しており，入居者の身体機能上の制限など個別の実情に合わせたバリアフリー改善の工事については，入居者の負担により実施していただくこととしております。</p>		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 7 0
要 望 内 容	回 答		
2 7 0 中 層 住 棟 入 居 者 の 低 層 へ の 住 み 替 え に つ い て は、新 た な 敷 金 を 求 め な い こ と。	<p>① 市 営 住 宅 の 住 宅 変 更 は、従 前 の 住 戸 を 明 け 渡 し、新 た な 住 戸 に 入 居 す る 制 度 で あ り、敷 金 は 住 戸 ご と に 入 居 の 際 に 負 担 し て い た だ く も の で あ る た め、住 み 替 え 前 の 住 戸 の 敷 金 は 精 算 し、新 た な 住 戸 の 敷 金 の 納 付 を お 願 い し て お り ま す。</p>		

要 望 内 容

回 答

271 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成制度の助成件数を増やすこと。分譲マンションの消火栓設備や給排水管等の改修に対する助成制度を創設すること。

① 分譲マンション共用部分のバリアフリー化については、より一層の事業の周知を行うとともに、1件当たりの申請額が上限に満たない場合に、予算の範囲内で弾力的に助成件数を増やすなど、より多くの管理組合が改修を行えるよう努めてまいります。

② 分譲マンションにおける屋内消火栓設備等の消防用設備や給排水管の改修については、所有者又は使用者で管理いただくことが原則となっているため、厳しい財政事情、また、公平性の観点からも助成制度を創設することは困難と考えています。

なお、消防用設備の改修の必要性が認められる場合には、他の用途の施設と同様に、改修の必要性などが十分に理解されるよう管理組合等の関係者に対して説明するとともに、関係者の負担により改修されるよう指導を続けてまいります。

(平成28年度予算額)

・分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成 7,000千円

(経過・これまでの取組等)

平成22年4月 「分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成制度」を創設

平成23年度 予算額を増額

平成22年度	3,333千円
平成23年度以降	7,000千円

<助成件数>

平成22年度	4件
平成23年度	8件
平成24年度	10件
平成25年度	10件
平成26年度	9件
平成27年度	7件 (12月末時点)

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 7 2
要 望 内 容	回 答		
2 7 2 都 市 公 園 の 整 備 目 標 (1 0 m ² / 人) の 達 成 に 向 け て , 緑 化 に と ど ま ら ず , 公 有 地 を 安 易 に 売 却 せ ず , 遅 れ て い る 公 園 の 整 備 を 促 進 す る こ と 。	<p>① 都 市 公 園 の 新 規 整 備 に は 多 額 の 用 地 買 収 費 が 必 要 と な る こ と か ら , 神 社 仏 閣 な ど の 京 都 ら し い 緑 の 遺 産 や 公 共 用 地 の 活 用 な ど , 様 々 な 既 存 ス ト ッ ク を 有 効 活 用 す る 手 法 に つ い て 検 討 し , 整 備 促 進 を 図 っ て ま い り ま す 。</p>		

平成 2 8 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 7 3
要 望 内 容	回 答		
<p>2 7 3 屋外広告物対策については、ていねいに説明を行い、合意と納得を得ること。広告物・看板の付け替え・撤去についての助成制度を創設すること。申請期間を現行の3年から5年に延長するなど、手数料の負担軽減措置を講じること。</p>	<p>① 屋外広告物の規制と指導に当たっては、これまでの取組と同様、市民・事業者の皆様に必要な説明と丁寧な助言を行い、皆様の理解をいただけるよう、努めてまいります。</p> <p>② なお、基準に合致する広告物・看板への付け替えに対する新たな助成制度創設や許可申請手数料の負担軽減につきましては、これまで条例に基づき是正いただいた事業者の皆様との公平性の観点から困難であると考えております。</p> <p>(平成 2 8 年度 予算額) ・ 広告景観づくり推進事業 2 2 9 , 0 0 5 千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) <屋外広告物の取組について> 平成 8 年度 屋外広告物等に関する条例の改正 (許可期間を1年から3年に延長) 平成 1 9 年度～ 優良屋外広告物補助金制度の創設</p>		

平成 2 8 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 7 4
要 望 内 容	回 答		
<p>2 7 4 まちづくり条例は、縦覧期間の延長、説明会の周知範囲の拡大、違反した時の罰則規定など、住民合意を得るために、実効あるものに見直すこと。住環境を守るため、住宅地に近接するパチンコ店建設を規制すること。</p>	<p>① 「京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例」については、平成27年4月に改正し、条例の届出対象となる集客施設である建築物にぱちんこ店等を追加するとともに、本市及び市民の意見を反映させるための手続等を充実させたところ。今後とも、良好なまちづくりの推進を図ってまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

275 イオンモール京都桂川店や高層住宅の開発計画について、日照、車の排気ガスなどの住環境、既存商店街への影響などの調査を行い、必要な対策を行うこと。開発事業者に対し、開発負担金を求めること。

① イオンモール京都桂川開業後、周辺道路の混雑が予想されたため、庁内関係課が連携して、京都府警察や関係する道路管理者と調整し、市内及び向日市、長岡京市において、来・退店車両以外の一般車両を迂回させる広域誘導（交通集中が予想される上久世交差点、中山稻荷線等の通過交通が軽減されるよう、案内看板により迂回経路に誘導）を実施しました。

② また、イオンモール京都桂川の開店に係る影響について、周辺の主要な商店街への聞き取りを実施しており、今後とも、商店街の声を聞きながら、商店街等支援事業の補助メニューを活用するなど、必要な支援を行ってまいります。

③ 現在開発が行われている高層住宅は、向日市に位置しているため、向日市の条例に基づき、建築計画の説明、環境配慮、調整・調定等の対応が行われることとなりますが、その状況については情報共有してまいります。

④ 開発負担金につきましては、宅地開発に伴い必要となる施設の整備等に要する費用の一部として、京都市宅地開発要綱において、かつては、計画戸数1戸当たりの負担額を定め、事業者へ納入を求めていましたが、市街化区域における公共施設の整備が進展したこと、開発負担金制度の法的根拠が明確ではないこと等を理由として、昭和63年に廃止されています。

同要綱においては、一定の要件に該当する場合に、交通施設の整備について、事業者へ一定の負担を求める旨の規定もありますが、京都市域に位置する集合住宅については、その要件に該当していません。

(平成28年度予算額)

- ・ 商店街等環境整備支援事業 34,000千円
- ・ 商店街等競争力強化支援事業 15,511千円

(次ページに続く)

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 7 5
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 6 年 1 0 月 市内 1 2 箇所, 市外 3 箇所に案内看板を設置 (イオンモールグランドオープンまでに設置完了)</p>		

要 望 内 容

回 答

276 新景観政策の尊重を求めた建築審査会の附言を重く受け止め、今後、地区計画による高さ規制の緩和は行わないこと。「山ノ内浄水場跡地活用方針」から、高さ規制緩和を削除すること。

- ① 地区計画による高度地区の高さ規制の適用除外については、新景観政策の実施時から地区の将来像を踏まえたきめ細やかな高さ設定を行える仕組みとして組み込んだものです。
- ② 今後も、土地利用と景観形成の双方に配慮した新景観政策の考え方に沿って、必要に応じて地区計画を活用しながら地区の特性に応じた適正な高さの最高限度の設定を行ってまいります。
- ③ 山ノ内浄水場跡地については、平成22年12月に学識経験者や地元代表者からなる委員会の議論を経て「山ノ内浄水場跡地活用方針」を策定し、本市西部地域はもとより市全体の活性化に資する活用を図ることとしており、この活用方針に基づき「太秦安井山ノ内地区地区計画」を策定しております。
- ④ 活用方針においては、にぎわいを創出するとともに、緑豊かな潤いのある空間やオープンスペースを確保するため、この地域にふさわしい都市計画条件として、地区計画により、壁面の位置や建ぺい率の制限、建築物の高さの最高限度を見直すこととしており、今後も活用方針に基づき、必要に応じて地区計画の変更を行ってまいります。

要 望 内 容

回 答

277 アスベスト対策については、解体にあたって周辺住民に周知し、安全対策を講じること。労災認定を抜本的に見直し、建設労働者や「一人親方」も含め、全ての健康被害者を対象にするよう、判決待ちではなく、早急に国に求めること。

- ① 建築物等の解体を行う場合は、法律により、当該建築物等におけるアスベストの使用の有無を事前に確認することが義務付けられており、吹付けアスベストやアスベストを含有する断熱材・保温材・耐火被覆材の使用が確認された場合は、法律に基づく届出が必要とされております。また、作業期間中は、見やすい箇所に、作業方法等を記載した掲示板を設けることや、除去を行う場所を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設けるなどの安全対策を講じることが義務付けられております。
- ② アスベストの健康被害については、過去も含め石綿の製造等に従事されたことのある従業者等に対する健康診断、健康管理手帳、労災補償等の問い合わせ受付、相談が各労働局等で実施されているほか、平成22年7月の石綿健康被害救済一部改正により、救済給付の対象となる疾病が拡大されております。今後とも、国の動向を注視してまいります。

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 7 8
要 望 内 容	回 答		
<p>2 7 8 無許可を含む簡易宿所（ゲストハウス）については、業法・用途違反等の実態を把握し、市民の生活環境を守ること。管理責任を明確にし、日常的に連絡・対応できるようにすること。</p>	<p>① 本市では、空き家や集合住宅の空き室等を客室として宿泊客に提供するいわゆる「民泊」や、無許可で営業を行うゲストハウスやシェアハウス等を含め、法令違反の疑いがある宿泊施設に対処するため、関係局区の連携の下「民泊対策プロジェクトチーム」を設置し、宿泊施設に関する苦情等の情報収集や民泊の実態把握に取り組んでいます。</p> <p>② また、法令違反の疑いがある宿泊施設に対しては、庁内連絡会議「安心・安全の建築・まちづくり庁内ネットワーク（旅館・ホテル実務者会議）」において、情報共有や意見交換を行い、関連部局間で連携を図るとともに、宿泊施設の営業者に対する法令遵守の啓発や、法令違反等が判明した宿泊施設に対する改善・指導等を行っているところです。</p> <p>③ これらの取組を通じ、宿泊施設における関係法令に基づいた安全衛生基準の徹底を図るとともに、営業者や宿泊者に対して、配慮すべき事項や守っていただくべきルールなどを示し、マナーの向上を図ってまいります。</p> <p>④ なお、簡易宿所営業については、「京都市旅館業法に基づく衛生に必要な措置及び構造設備の基準等に関する条例」等に基づき、玄関帳場の設置又は玄関帳場に類する設備の設置を義務付け、また、玄関帳場の設置義務が緩和される「京町家の一棟貸し」については、対面での鍵の受渡し、営業者の連絡先の明示、緊急時の対応等を義務付けており、引き続きこれらの遵守について徹底してまいります。</p> <p>（平成 2 8 年度 予算額） ・営業関係（環境） 3, 7 3 6 千円</p> <p>（経過・これまでの取組等） 昭和 2 5 年 4 月 事業開始（継続中） ・事業開始以降、毎年度、旅館業法等に基づく許可業務、各種届出書類の受理及び関係施設の監視指導を行っている。 （次ページに続く）</p>		

平成 2 8 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 7 8
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 6 年度	旅館業法事業実績 (施設数 1, 0 8 0 件, 監視件数 1, 8 1 5 件)	
	平成 2 7 年 4 月以降	「安心・安全の建築・まちづくり市内ネットワーク (旅館・ホテル実務者会議)」において, 法令違反の疑い がある宿泊施設に関する対応の検討を開始	
	1 2 月	「民泊」対策プロジェクトチーム設置	

要 望 内 容

回 答

◆安全安心の消防活動を

279 避難所に指定された施設や分団詰所・防災器材格納庫の耐震対策を，財政措置を含め，市の責任において早期に完了すること。

① 京都市建築物耐震改修促進計画の対象となっている市有建築物（交通，上下水道局所管の施設，学校，市営住宅を除く。）で，地震時に避難所を含む防災活動拠点となる施設等のうち，昭和56年以前に建築され，耐震診断が必要な建築物については，平成24年度末で耐震診断を終了しており，引き続き，施設所管局と連携し，耐震対策の早期完了に努めてまいります。

② 避難所に指定されている学校施設についても，学校統合等特別の事情のある学校を除き，平成23年度までに耐震化を完了しており，閉校施設についても，学校跡地活用の進捗状況等を踏まえつつ，順次，耐震化を進めてまいります。

③ 分団施設の耐震化については，消防団施設の補助金制度を優先的に活用し，早期に全施設の耐震化が完了するよう，消防分団との緊密な連携の下，着実に進めてまいります。また，防災器材格納庫については，耐久性のあるものを配備しております。

（平成28年度予算額）

- ・閉校施設の耐震化推進事業 312,700千円
- ・消防団施設新築等補助金 25,000千円

（経過・これまでの取組等）

平成13年度～平成17年度

消防団施設の耐震診断を実施。診断の結果，耐震化が必要な施設は，56施設

平成18年度～ 消防団施設の補助金制度を改正し，耐震改修に対する補助を充実（補助上限額130万円→350万円，補助率3分の2→5分の4）

耐震化が必要な56施設中，40施設で耐震化工事を実施（平成28年1月末現在）

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 8 0
要 望 内 容	回 答		
2 8 0 災害に強いまちづくりをすすめるため、災害時協力井戸，防災器材格納庫，飲料水兼用耐震性貯水槽などを増やすこと。	<p>① 災害時協力井戸は，大規模災害が発生し，水道の給水が停止した場合に，地域住民に生活用水として提供することを目的としており，京都市情報館等を通じて登録の呼び掛けを行い，個人や事業者が所有する井戸を登録いただいております。登録いただいた井戸の所有者の方には，玄関等に掲示する「災害時協力井戸」の表示プレートを交付し，地域住民への周知を依頼しております。また，防災ポータルサイト「京都市防災危機管理情報館」では，地図上で井戸のおおまかな位置，学区名や町名等を御覧いただけるようになっております。</p> <p>② 自主防災組織用器材の格納庫については，地域での自主的な整備を促すきっかけ作りのために学区に整備したものであり，今後も訓練などで活用し，自主的な整備が進むよう働き掛けてまいります。</p> <p>③ 飲料水兼用型耐震性貯水槽については各行政区に設置済みであり，現在のところ充足していると考えております。今後も地域の方々に訓練などで使用していただくことにより，災害時の対応力が向上するよう取り組んでまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 8 年度及び平成 9 年度の 2 箇年計画で，当時結成されていた 2 1 9 自主防災会に対し器材を整備し，平成 1 0 年度以降に結成された 8 自主防災会に対しても，同様の整備を実施</p>		

平成 2 8 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 8 1
要 望 内 容	回 答		
2 8 1 消防職員 8 0 人の削減計画は撤回すること。	<p>① 本市は、市域が広大で、文化財や木造家屋が多いといった都市特性があり、この特性を踏まえた職員配置の経過から、本市の人口当たりの消防職員数が他の政令指定都市と比較して多い状況となっております。</p> <p>② 年々増加する救急要請への対応や、近年の集中豪雨など、多様化する災害への対応が必要となる一方、耐火建物の増加や内装材の不燃化、住宅用火災警報器の普及など、火災を初期段階で覚知する頻度が増加していることから、火災をより早期に消火するための戦術の見直しに取り組んでいるところです。</p> <p>③ 今後も、市民サービスの維持に努めつつ、災害需要の変動も見据えながら、人員配置の効率化に取り組んでまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

282 消防車両，消防職員，消防団など，装備・人員の両面で増強すること。

① 消防活動総合センターに設置した水災害対応訓練施設を活用した実践的な訓練を行うとともに，平成27年度末までに都市型水害対策車両を整備し，更なる水災害対応力の強化を図ってまいります。

② 平成28年度中に，四条消防出張所を京都市立病院敷地内に移転整備して高度救急救護車を配置するとともに，梅津消防出張所に新たに救急隊を配置し，集団救急事故や増加する救急需要に対応してまいります。

③ 消防団については，「学生消防団活動認証制度」や「消防団協力事業所」の周知等を通じて，学生や事業所従業員の入団を促進するほか，「消防団充実強化実行チーム」による取組等，様々な手法により消防団員の確保を図るとともに，消防団の活動に即した装備の整備にも努めてまいります。

(平成28年度予算額)

・ 四条消防出張所移転整備	143,000千円
・ 救急需要対策の推進（梅津救急隊増隊）	48,000千円【新規】
・ 消防団管理	326,900千円
・ 消防自動車整備	387,900千円
・ 消防団車両整備	29,100千円

(経過・これまでの取組等)

<消防・救急体制>

平成25年	4月	寺町消防出張所に救急隊を新たに配置
	9月	東寺消防出張所を京都駅八条口西側（京都駅西消防出張所）に移転
平成26年	4月	京北消防ヘリポートの運用を開始
	10月	大塚消防出張所に救急隊を新たに配置
平成27年	6月	新消防指令システム及び高度救急救護車の運用を開始
	9月	水災害対応訓練施設の運用を開始（次ページに続く）

要 望 内 容

回 答

<消防団>

- 平成26年 4月 退職報償金の引上げ（一律5万円増）
- 消防団充実強化実行チームを結成
- 6月 全団員へのライフジャケットの配備完了
- 10月 消防団フェイスブックを開設
- 京都市消防団協力事業所表示制度を創設
- 11月 第1回京都市消防団フェスタを開催
- 平成27年 4月 報酬制度を創設
- 京都市学生消防団活動認証制度を創設
- 9月 入札格付において、消防団協力事業所認定者に対して加点することを決定
- 11月 第2回京都市消防団フェスタを開催

平成 2 8 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 8 3
要 望 内 容	回 答		
2 8 3 すべての消防団員に予備の活動服を計画的に支給すること。	<p>① 平成 2 7 年度から，退団者の活動服を予備活動服として再利用する制度を開始し，予備活動服 1，0 0 0 着を各分団に支給しました。今後も，退団者の活動服の再利用により，着数の増加を図ってまいります。</p> <p>(平成 2 8 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団給貸与品費 4 8，0 0 0 千円 		

要 望 内 容

回 答

284 消防団員の処遇の改善にっそう努めること。団の運営費を増額すること。また、水防団員の処遇改善をすすめること。

① 消防団員の処遇については、平成26年度の退職報償金引上げ、平成27年度の報酬制度創設により改善を図ってきており、団運営費についても、平成27年度に増額しました。今後も、退職報償金、報酬、団運営費の確保に努めてまいります。

② 水防団については、本市では、近隣市町と一部事務組合を設立し、水防事業を実施しております。水防団員の出勤手当の引上げ等の処遇改善については、経済動向等を勘案し、検討してまいります。また、水防団員が水防活動に従事する際に必要な被服等の活動環境につきましても、各水防団の御要望をお聞きし、検討してまいります。

(平成28年度予算額)

・消防団管理	326,900千円
・消防団員報酬	170,000千円
・消防団員手当	162,000千円
・消防団運営	42,000千円
・水防事務組合負担金	13,797千円

(経過・これまでの取組等)

<消防団>

平成26年	4月	退職報償金の引上げ(一律5万円増)
平成27年	4月	報酬制度の創設 災害出勤手当の引上げ(活動5時間以上は7,000円) 団運営費の増額(各本部5万円増,各分団1万円増)

<水防事務組合>

平成25年度	救命胴衣の全団員への配備完了
平成26年度	各水防組合に雨衣上下22着ずつ配布 (澗川右岸水防事務組合,桂川・小畑川水防事務組合)

(次ページに続く)

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 8 4
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成 2 7 年度 各水防組合に雨衣上下 2 2 着ずつ配布 (澗川右岸水防事務組合, 桂川・小畑川水防事務組合)</p> <p>澗川右岸水防事務組合, 桂川・小畑川水防事務組合においては, 毎年 3 月に水防定例会 (予算議会), 5 月に合同水防訓練, 7 月に水防協議会, 1 1 月に水防定例会 (決算議会) 及び水防研修会を実施</p>		

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 8 5
要 望 内 容	回 答		
<p>◆上下水道事業の充実を 2 8 5 「京都市水共生プラン」を条例化し、全庁的なとりくみを強めること。</p>	<p>① 「京都市水共生プラン」の推進に向けた全庁的な取組としては、「京都市水共生プラン推進会議」を毎年度開催し、行動計画の策定及び本市公共事業における雨水流出抑制施設の整備促進を図っております。平成23年度からは、京都が水に関する市民意識の高いまちとなることを目指し、次世代を担う子供たちに、水共生学習会を開催しており、更なる啓発に努めております。 今後とも、全庁的な取組を進めるとともに、市民や事業者と連携しながら「京都市水共生プラン」の啓発・普及を図ってまいります。</p> <p>② 「京都市水共生プラン」の条例化については、雨水流出抑制対策を進めるに当たって、市民や事業者との連携の在り方等の課題があるため、慎重に検討を進めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成16年 3月 「京都市水共生プラン」策定 平成17年 4月 「京都市雨水流出抑制対策実施要綱・細目」施行 8月 「京都市水共生プラン行動計画」策定(※以降毎年度策定) 10月 「京都市雨水流出抑制施設設置技術基準」施行 平成20年 3月 「京都市水共生プラン(概要版)リーフレット」発行 平成23年度～ 水共生学習会等を開催</p>		

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 8 6
要 望 内 容	回 答		
2 8 6 上下水道事業は公営を堅持し，安くて安全な水道水を供給すること。	<p>① 「京（みやこ）の水ビジョン」をはじめとする上下水道事業の経営戦略に基づき，これまでから地方公営企業として効率的な経営を行い，財政の健全化を進めております。今後も公営を堅持し，安全・安心で低廉な水道水の安定的な供給に努めてまいります。</p> <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成 1 9 年 1 2 月 「京（みやこ）の水ビジョン」策定 「京都市上下水道事業中期経営プラン（2 0 0 8 - 2 0 1 2）」策定</p> <p>平成 2 1 年 3 月 「京都市上下水道局 企業改革プログラム」策定</p> <p>平成 2 5 年 3 月 「京都市上下水道事業中期経営プラン（2 0 1 3 - 2 0 1 7）」策定</p>		

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 8 7
要 望 内 容	回 答		
2 8 7 水道料金を値下げすること。	<p>① 現在の水道料金及び下水道使用料は、徹底した経営の効率化を行い、水道事業・公共下水道事業の累積収支の均衡を図ったうえで、老朽化した配水管更新のスピードアップなど持続可能な事業運営を確保するために、世代間の負担の公平性も踏まえて、適正な料金水準に設定したものであることから、値下げを行う考えはございません。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 9 年 1 2 月 「京（みやこ）の水ビジョン」策定 「京都市上下水道事業 中期経営プラン（2 0 0 8 - 2 0 1 2）」策定</p> <p>平成 2 1 年 3 月 「京都市上下水道局 企業改革プログラム」策定</p> <p>平成 2 3 年 9 月 京都市上下水道料金制度審議委員会の設置・審議の開始</p> <p>平成 2 4 年 1 2 月 同委員会から意見書の提出</p> <p>平成 2 5 年 3 月 「京都市上下水道事業 中期経営プラン（2 0 1 3 - 2 0 1 7）」策定</p> <p>8 月 上下水道料金改定（平成 2 5 年 1 0 月 1 日検針分から適用）</p>		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 8 8
要 望 内 容	回 答		
2 8 8 「資産維持費」を水道料金の原価に算入しないこと。	<p>① 資産維持費は、平成 2 5 年に実施した料金改定において、財政収支の見通しを踏まえ、水道管更新のスピードアップのための財源として導入したものであり、将来世代に負担を先送りせず、持続可能な事業運営を確保するために必要と考えています。</p>		

平成 2 8 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 8 9
要 望 内 容	回 答		
2 8 9 料金滞納者について、保健福祉局との連携をさらに強めること。	<p>① 水道料金等の滞納がある市民については、督促状を送付するだけでなく、徴収委託業者の訪問による支払い督促を行っております。徴収委託業者の訪問後も支払いがない場合には、職員が訪問し督促及び給水停止の予告を行い、さらにその後も面談を重ねることとしております。その中で分割納付等の支払い方法を含めて、相談を受け付けるなど丁寧な対応に努めております。</p> <p>② 真に生活に困窮している市民には、福祉事務所の紹介やケースワーカーを交えた協議を行うなど、それぞれの世帯の生活実態に応じた、丁寧な相談と対応を行っております。</p> <p>③ また、生活困窮者等への理解を深めるため、平成 2 1 年度から保健福祉局の職員を講師に迎え、生活困窮者を取り巻く社会情勢や生活保護世帯等への対応等に関する研修や意見交換会を開催するなど、保健福祉局と上下水道局が連携を深めているところです。</p>		

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 9 0
要 望 内 容	回 答		
<p>2 9 0 上下水道事業の建設改良事業については，市民に情報を十分公開し，必要性和財政面から厳密に検討・見直しを行い，過大とならないようにすること。</p>	<p>① 水道事業及び公共下水道事業については，「京（みやこ）の水ビジョン」の後期 5 箇年の実施計画である「京都市上下水道事業 中期経営プラン（2 0 1 3 - 2 0 1 7）」に基づき，老朽化した管路・施設の改築更新，耐震化等を進めております。</p> <p>事業の実施に当たっては，本市の厳しい財政状況を踏まえ，プランに掲げた事業についても，毎年度の予算編成過程において，事業の必要性等を十分検証しているところです。</p> <p>また，予算編成過程や事業の内容，進ちょく状況等についてホームページや市民しんぶん，広報などにより公開するなど，市民への情報公開に努めております。</p>		

要 望 内 容

回 答

2 9 1 鉛管の取替えを計画通りに完了させること。そのため国の補助制度の改善を求めること。宅地内の鉛管取替え補助制度の周知徹底をはかり、限度額を引き上げること。

- ① 鉛製給水管の取替えについては、「京（みやこ）の水ビジョン」において、平成 2 9 年度末までに道路部分の鉛製給水管を全て解消することを目標に起債を利用し、引き続き単独取替事業による取組を推進してまいります。
- ② 国に対しては、鉛製給水管の早期解消を促進するための財政支援制度の創設を引き続き求めてまいります。
- ③ 鉛製給水管取替工事助成金制度については、利用の促進を図るため、「鉛製給水管ご使用のお知らせ」の発送や、市民しんぶん、ホームページへの掲載などにより周知するとともに、市民への戸別訪問による啓発を行っております。
- ④ 平成 2 8 年度においても、新たに開栓された助成金制度の対象となる市民に対して、戸別訪問を実施することで、当該制度の更なる周知徹底を行い、鉛管取替えの促進を図ってまいります。
- ⑤ 助成額については、同様の制度を実施している他都市と比べても、同程度の金額となっていることから限度額の引き上げは、考えておりません。

（平成 2 8 年度予算額）

- ・鉛製給水管単独取替事業 3, 0 9 0, 0 0 0 千円
- ・鉛製給水管取替工事助成金 3, 5 0 0 千円

（経過・これまでの取組）

- 平成 2 1 年度 起債を利用し、鉛製給水管単独取替事業を 9, 0 0 0 件まで拡大
（平成 2 0 年度 2, 0 0 0 件）
- 平成 2 2 年度～ 鉛製給水管単独取替事業を 1 2, 0 0 0 件に拡大
- 平成 2 4 年度～ 鉛製給水管単独取替事業を 1 2, 6 0 0 件に拡大

要 望 内 容

回 答

292 地域、簡易水道への国庫補助制度の存続を、引き続き国に求めること。事業の統合にあたっては、高額の住民負担が伴わないようにすること。

- ① 地域水道の再整備については、財政支援が不可欠であり、引き続き国に対して国庫補助制度の存続を求めてまいります。
- ② なお、地域水道事業の住民負担については、現在、一般会計から多額の繰出しを行うことで軽減を図っております。平成28年度末の水道事業への統合に向けて、負担の在り方を検討してまいります。

要 望 内 容

回 答

293 雨水貯留設備及び雨水浸透ます助成制度の拡充を図り普及に努めること。

- ① 雨水貯留施設設置助成金制度については、平成27年度に京都府の雨水貯留施設（マイクロ呑龍）設置事業費補助金を活用し、助成金額の増額と助成対象の拡大を行いました。
- ② 雨水浸透ます設置助成金制度についても、平成27年度には、助成金額の増額と助成対象の拡大を行いました。
- ③ 今後とも、制度のPR等に努め、雨水貯留施設及び雨水浸透ますの普及の更なる促進を図ります。

（平成28年度予算額）

- ・雨水貯留施設設置助成金制度 4,500千円
- ・雨水浸透ます設置助成金制度 9,000千円

（経過・これまでの取組等）

＜雨水浸透ます設置助成金制度＞

平成23年度 国土交通省の「社会資本総合整備計画」の「効果促進事業」の1つとして、「雨水浸透ます設置助成金制度」を創設

平成25年度 雨水浸透ます1基あたりの助成金額を増額（1万円から2万5千円）

平成26年度 開発行為により設置された雨水浸透ますを助成対象に拡大

平成27年度 雨水浸透ます助成金制度の充実

- ・既存の雨水ますを雨水浸透ますに取り替える際の助成金額を増額（2万5千円から最大10万円）
- ・過去に助成を受けられた方も、新たに別の雨水浸透ますを設置される場合は助成が受けられるよう対象を拡大

（次ページに続く）

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 9 3
要 望 内 容	回 答		
	<p><雨水貯留施設設置助成金制度></p> <p>平成 1 7 年度 国土交通省の「新世代下水道支援事業」の採択を得て、「雨水貯留施設設置助成金制度」を創設</p> <p>平成 2 2 年度 助成対象となる雨水貯留施設の容量を拡大（1 0 0 リットルから 5 0 0 リットルを 8 0 リットル以上に拡大）</p> <p>平成 2 7 年度 助成金額を購入費用の 2 分の 1（上限 2 万 5 千円）から 4 分の 3（上限 3 万 7 千 5 百円）に増額するとともに、助成対象基数を 1 基から 4 基に拡充</p>		

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 9 4
要 望 内 容	回 答		
2 9 4 側溝の浚せつや整備を日常的に行い、「雨に強いまちづくり」との連携をはかり、雨水被害を防ぐこと。	<p>① 側溝のしゅんせつや整備については、計画的に実施しております。エリアを決めて日常的に巡視点検等を行い、土砂堆積等で流水機能に支障が出ていると判明した箇所については、緊急清掃を実施し、浸水被害の防止に努めています。</p> <p>引き続き「雨に強いまちづくり」の実現に向けて、関係部局と連携し、浸水被害防止に努めてまいります。</p> <p>(平成 2 8 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道事業（排水路清掃） 6 9, 3 0 0 千円 ・公共下水道事業（排水路整備） 1 2 1, 5 0 0 千円 		

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 9 5
要 望 内 容	回 答		
2 9 5 私道内下水道整備に関する規定を見直し、私道内の公共下水道及び共同排水設備更新に必要な助成を行うこと。	<p>① 私道内に埋設されている公共下水道管については本市が維持管理及び更新を行っています。また、本市が維持管理を行っていない私道等に埋設されている私有の排水設備については、平成 2 7 年度に私道内共同排水設備にかかる調査を実施しており、平成 2 8 年度も引き続き、調査に努めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 2 7 年度 「私道内共同排水設備調査」</p>		

要 望 内 容

回 答

- 九 市民の交通権を保障する総合的な交通体系の確立を
 ◆公共交通を軸とした交通体系で市民の足を守ること
 296 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進にあたっては、車の総量規制を軸とし、実効ある取り組みとすること。
 ・自動車分担率を20%以下に引き下げる計画を具体化すること。
- ・観光地の交通対策、パーク・アンド・ライドなどマイカーの流入抑制の取り組みをいっそう強化すること。そのために、情報の周知徹底、駐車場の利用者の負担軽減など使用率の向上、公共交通の利便性向上などの具体策もあわせて打ち出すこと。

- ① 本市では脱「クルマ中心」社会の形成を目指し、平成22年1月に策定した「歩くまち・京都」総合交通戦略に基づき、既存公共交通の利便性向上、歩く魅力を味わえる歩行者優先のまちづくり、過度な「クルマ」利用から「歩くこと」を大切にするライフスタイルへの転換を施策の柱とし、88の実施プロジェクトを定め取り組んでおります。また、「はばたけ未来へ！京プラン」後期実施計画において、平成32年度までに、自動車分担率を20%以下に引き下げることを目標とすることを骨子でお示したところです。引き続き、こうした取組の充実を図ることにより人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に全力を傾注してまいります。
- ② 自動車の流入抑制については、紅葉シーズン最盛期に、観光地交通対策として、パークアンドライドに取り組んでおります。平成14年度に5箇所約1,700台の駐車場を確保してスタートし、毎年充実を図りながら、平成27年度には91箇所約7,400台まで拡大しました。
- そのほか、嵐山地区（渡月橋周辺）と東山地区（五条坂・東福寺周辺）での交通の円滑化と安全快適な歩行者空間を創出するため、京都府警察等関係機関との連携の下、臨時交通規制や市営観光駐車場の自家用車駐車不可等の交通対策に取り組んでいます。
- 今後、鉄道利用等による割引、鉄道駅の近さ、安価な定額料金などのパークアンドライドを活用することによる利便性を、よりわかりやすく情報発信できるよう、ホームページを充実させるとともに、ラジオや横断幕等による駐車場への誘導強化（観光シーズン）などを実施してまいります。

(次ページに続く)

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 9 6
要 望 内 容	回 答		
<p>・新しい公共交通システム（L R T， B R T）などを具体化すること。</p>	<p>また，引き続き，駐車場事業者や近隣自治体等と連携を図り，パークアンドライド駐車場の拡充及び利用者のインセンティブを高める方策の検討に努めるとともに，多様な広報媒体を活用した広報活動を展開することにより，更なるパークアンドライドの利用促進に取り組んでまいります。</p> <p>③ 新たな公共交通システムについては，「歩くまち・京都」総合交通戦略の中で，L R T（次世代型路面電車）やB R T（高機能バスシステム）を公共交通の更なる利便性向上とまちの活性化を図る新たな公共交通システムと位置付け，導入に向けて検討することとしております。</p> <p>平成26年度からは，今後10年間で特に重点をおいて取り組むべき施策の洗い出しと具体化の検討を行うため，「京都のまちの活力を高める公共交通検討会議」を開催し，新たな公共交通についても検討を行ってまいりました。</p> <p>平成28年度は，「京都のまちの活力を高める公共交通検討会議」で得られた知見を活かすため，「歩くまち・京都」推進会議の下部会議である，「公共交通ネットワーク会議」を開催し，交通事業者間での連携を図り，実現可能な施策の具体的な手法についても検討してまいります。</p> <p>（平成28年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 8, 0 0 0 千円 ・観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦） 2 9, 2 9 0 千円 ・パークアンドライド利用の促進 1 2, 0 0 0 千円【新規】 <p>（経過・これまでの取組等） 平成26年度～ 京都のまちの活力を高める公共交通検討会議の開催</p>		

要 望 内 容

回 答

297 歩道拡幅・二車線化した四条通については、公共交通優先で、周辺部の通過交通も含めてマイカーの流入規制策をすすめること。引き続き、関係者の意見を聞くこと。

- ① 四条通の整備については、まちなかの賑わいの創出を目的に、地元や関係者の皆様と約8年にわたる議論を経て、平成26年11月に工事着工し、平成27年10月末に歩道拡幅工事が完了しました。
- ② 平成27年3月から4月上旬の桜のシーズンに、大変な渋滞が発生したことから、迂回誘導や円滑なバスの運行のための取組などを進めた結果、渋滞は大きく緩和しており、1年前のバスの運行所要時間との比較では、ほぼ平時の状況に戻っています。
- ③ 車両の流入規制については、検討の過程で、平成19年に一般車両の流入規制を伴う社会実験を実施したところ、四条通へ流入できない車両が周辺の細街路に流れ込むなど、お住まいの方や事業者に対して、大きな影響が生じました。この結果も踏まえ、現在、流入規制ではなく、流入抑制を中心とした取組を進めています。
- ④ 引き続き、他府県からの流入車両抑制策として、パークアンドライド駐車場のより一層の利用促進など、対策を更に改善・強化することで、流入抑制を進めるとともに、地元住民の皆様や関係団体等と緊密に協議を行い、御意見を伺いながら事業を進めてまいります。

(平成28年度予算額)

- ・「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進 40,412千円
- ・パークアンドライド利用の促進 12,000千円【新規】

(経過・これまでの取組等)

- 平成17年12月 四条繁栄会商店街振興組合から、「心地よく歩ける四条通」の実現に向けた要望書提出
- 平成18年 5月 「歩いて楽しいまちなか戦略」推進協議会設置（平成27年11月までに計7回開催）

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

平成19年10月 四条通周辺で交通規制を伴う交通社会実験実施
平成20年 8月 「歩いて楽しいまちなか戦略」推進会議 物流ワーキンググループ設置（平成27年11月までに計10回開催）
平成22年11月 四条通の歩道拡幅と公共交通優先化に向けた四条通の交通社会実験実施（～平成23年3月）
平成23年 9月 四条通の都市計画に係る説明会を開催
12月 地元6学区への説明会を開催
平成24年 1月 都市計画決定
6月 「四条通エリアマネジメント会議」設置（平成27年11月までに計6回開催）
9月 地元2学区への説明会を開催
平成25年 5月 事業認可
7月 詳細設計着手
平成26年 6月 「四条通駐停車マネジメント部会」を設置（平成27年11月までに計5回開催）
10月 地元6学区及び関係団体への説明会を開催
11月 四条通歩道拡幅工事着手
平成27年10月 四条通歩道拡幅工事完了

要 望 内 容

回 答

298 東大路通の歩道拡幅・車線減少等の計画については、四条通の教訓を生かし、根本的に再検討すること。バス待ち環境の改善を早急に行うこと。

- ① 東大路通では、「東大路通整備構想」に基づき、歩行者が安心・安全で快適に通行することのできる歩行空間の創出に向け、様々な角度から検討を進めています。
- ② これらの取組を進めるに当たっては、東大路通や周辺道路における交通混雑への対応や、これに伴う公共交通の利便性確保等の課題もあることから、慎重に取り組むべきものと考えております。
- ③ 平成28年度は、引き続き、安心・安全な歩行空間の創出に向け、地元住民や関係団体の皆様と情報共有を図りながら、勾配のある歩道、バス待ち環境の改善など、喫緊の課題への対策について検討を進めるとともに、周辺の観光ルートも含めて、歩行者の回遊性を高める取組などについても検討してまいります。

(平成28年度予算額)

・安心・安全な東大路歩行空間創出事業 5,000千円

(経過・これまでの取組等)

平成14年 東山区の全学区から「区民、観光客が快適に利用できる東大路通の整備」が要望される
(平成27年度まで継続して要望)

平成21年 2月 東山区交通安全対策協議会から、「東大路通の車道幅員の見直しを含めた歩道拡幅と電線地中化事業の推進」の要望提出

平成22年 7月 地元住民主体の「歩いて楽しい東大路をつくる会」を設置
(平成23年3月まで計3回開催)

平成23年 2月 ニュースレターによる地元周知(平成23年7月にも実施)

平成24年 3月 「東大路通歩行空間創出推進会議」を設置(平成27年3月までに計8回開催)
シンポジウム「歩いて楽しい東大路」を開催

(次ページに続く)

平成28年度予算要望に対する回答

NO.

298

要 望 内 容

回 答

平成24年 5月 「東大路通整備構想」(素案)に対するパブリックコメントの実施(～6月)
 8月 「東大路通整備構想」の策定
 12月 交通調査の実施(東大路通沿道の交通調査)
 平成25年 8月～ 道路予備設計に着手
 11月～12月 交通調査の実施(東大路通及びその沿道の交通調査)
 平成26年 4月 「バスの駅」清水道(南行)設置
 7月～ 交通解析に着手
 11月 「バスの駅」東山安井(北行)設置

要 望 内 容

回 答

299 京都駅南口駅前広場の整備にあたっては、詳細計画と見通しを早急に明らかにした上で、住民・利用者・関係者等の意見を十分に聞き、必要に応じて社会実験も行いながら、合意と納得を得ること。

① 京都駅南口駅前広場の整備については、これまで、整備計画等に係る二度の市民意見募集や都市計画変更に伴う説明の実施等、周辺住民や関係団体等の意見を踏まえて整備内容を固め、事業着手後も地元等の意見を踏まえて進めております。

② 平成27年2月には、機械式地下駐輪場の供用を開始しており、平成27年度中には、タクシーのショットガン方式のシステム構築を行うとともに、観光バスやタクシーの乗降場等を移設しながら、順次、駅前広場の工事を進めてまいります。また、駅前広場の核となる拠点広場や送迎ゾーン等の整備については、平成28年2月の完成を目指して取り組んでおり、3月にはプレオープン式典を開催する予定です。

平成28年度も引き続き、平成28年12月の完成に向け、駅前広場や八条通の工事を進めてまいります。

③ 今後も、周辺住民や関係団体等の御意見を踏まえながら、「歩くまち・京都」の玄関口にふさわしい駅前広場となるよう着実に取り組んでまいります。

(平成28年度予算額)

・京都駅南口駅前広場整備事業 2,048,241千円

(経過・これまでの取組等)

平成22年 4月 第1回市民意見募集（整備計画の考え方、イメージ）

7月 第2回市民意見募集（施設配置案）

平成23年 3月 「京都駅南口駅前広場整備計画」の策定

平成23年度 予備設計・測量を実施

平成24年 7月 法定説明会の開催（都市計画決定）

8月 公聴会の開催（都市計画決定）

平成25年 4月 都市計画審議会で計画承認

5月 都市計画決定

7月 事業認可取得

(次ページに続く)

平成28年度予算要望に対する回答

NO.

299

要 望 内 容

回 答

平成26年 6月 機械式地下駐輪場工事着手
11月 駅前広場工事着手
平成27年 2月 機械式地下駐輪場供用開始

要 望 内 容

回 答

3 0 0 小型循環バスの運行など，交通不便地域対策を，地域まかせにせず具体化すること。

- ① 今後ますます高齢化が進展する中で，公共交通の果たす役割は非常に大きいものがあります。とりわけ，交通不便地域における住民の皆様の足の確保については，重要な課題であると認識しております。
- ② 交通不便地域における交通手段の確保については，まちづくりや地域の活性化，福祉等の視点も踏まえ，地域の中で十分に御議論いただくことが重要です。このため，地域の主体的な取組と，各区役所，関係行政機関，交通事業者が連携し，地域の需要や実情に合った交通手段の確保策や，地域の皆様が主体となった「モビリティ・マネジメント」に係る取組への支援などを，地域の皆様と共に検討してまいります。

要 望 内 容

回 答

301 交通バリアフリー構想の推進にあたっては「重点整備地区」の基本構想策定・具体化を急ぐとともに、「引き続き改善方策を検討する地区」のすみやかな解消に取り組むこと。

① 平成23年度に策定した「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」において重点整備地区に位置付けている10地区（11駅）については、地区ごとにバリアフリー化の概要を定める「バリアフリー移動等円滑化基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、その後に地区内の道路や駅等のバリアフリー化整備を行うこととしています。

② 平成26年度までに10地区中9地区の「基本構想」を策定済みであり、残る西大路地区についても、平成28年度中の「基本構想」策定に向けて検討を進めてまいります。

また、これまでに大宮駅（阪急）及び太秦駅（JR西日本）のバリアフリー化整備を完了し、現在7駅（JR藤森駅（JR西日本）、深草駅（京阪）、西院駅（京福）、西院駅、嵐山駅、松尾大社駅、上桂駅（以上、阪急））の整備に着手しています。

③ 引き続き、国、京都府及び交通事業者と連携して着実にバリアフリー化を推進するとともに、「引き続き改善方策を検討する地区」についても交通事業者と検討を進めてまいります。

（平成28年度予算額）

・ 駅等のバリアフリー化の推進 163,813千円

（経過・これまでの取組等）

平成14年10月 平成22年度を目標年次とした「京都市交通バリアフリー全体構想」の策定（14地区（25駅）の重点整備地区を選定）

平成15年度 重点整備地区ごとに基本構想を策定（平成20年度に完了）

平成22年度 重点整備地区の全ての駅（25駅）のバリアフリー化が完了

平成24年 3月 平成32年度を目標年次とした「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」の策定（10地区（11駅）の重点整備地区の選定）
(次ページに続く)

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 0 1
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 4 年度	太秦地区及び大宮地区の「基本構想」を策定	
	平成 2 5 年度	J R 藤森地区, 深草地区及び西院地区の「基本構想」を策定	
		大宮地区の駅 (阪急大宮駅) のバリアフリー化を完了	
	平成 2 6 年度	阪急嵐山・松尾大社地区, 上桂地区及び桃山地区の「基本構想」を策定	
	平成 2 7 年 4 月	太秦地区の駅 (J R 太秦駅) のバリアフリー化を完了	

要 望 内 容

回 答

- ◆市民の足を守る市バス・地下鉄改善を
302 国に対して、市民の足を守るため次の点を求めること。
- ・交通事業にかかわる規制緩和を撤回し、公共交通を守る法改正を行うこと。
 - ・公営バス事業にたいする国の補助制度を確立すること。

- ① 規制緩和の是非は国政における交通政策上の問題です。市バス事業は、市域のバス輸送の86パーセントを担っており、市内の民間バス事業者の理解と協力を求めながら、京都市民の足を守ってまいります。
- ② バス事業に対する国庫補助制度の要望については、これまでから、あらゆる機会を捉えて要望しており、引き続き、補助制度の確立に向け国に働き掛けてまいります。

要 望 内 容

回 答

303 住民から要望のあるバス路線を確保し市民の足を守ること。

- ① お客様からの市バス運行への御要望については、これまでから、区長懇談会等における地域の皆様からの御要望や、電話・メール等により、交通局に直接いただく「お客様の声」など、様々な媒体を通して随時御意見を伺っており、その一つ一つに耳を傾け検討を行い、でき得るものは可能な限り各取組に反映させてまいりました。
- ② また、市バス路線・ダイヤの拡充に当たっては、市バスをより一層御利用いただくことが重要であり、地域の皆様が主体となり、自家用車から公共交通への自発的な利用転換を促す「モビリティ・マネジメント」に取り組まれている地域において、運行の安全性と一定の御利用が見込めることを前提に、市バスの試験的運行などを実施しているところです。
- ③ こうした中、いくつかの地域において、「モビリティ・マネジメント」の取組が継続して進められたことで、市バスの御利用が増加していることを踏まえ、平成28年3月実施の新ダイヤにおいて、70号系統、南2号系統、69号系統の増便を行うとともに、特西4号系統の平日における試行運行を新たに行うこととしました。
- ④ 今後とも、地域の皆様が主体となって実施する「モビリティ・マネジメント」に本市も協働して取り組み、市バスをより多くの方に御利用いただくことによって、更なる路線・ダイヤの拡充を目指してまいります。

要 望 内 容

回 答

304 初乗り運賃が日本一高い市バス・地下鉄運賃を値下げすること。市内全域を均一区間とすること。1日乗車券，昼間割引券を全区域で使用できるようにすること。

① 市バス・地下鉄の運賃値下げについては，これによる減収分を補うだけの収入の確保は難しく，経営に大きな影響を与えることから困難です。

② 均一区間の拡大については，より分かりやすい料金体系となることや，同区間を対象とした1日乗車券や昼間割引回数券の利用範囲が広がることなど，お客様にとって大変利便性の高いものと認識しておりますが，周辺地域と市内中心部を結ぶ路線において競合する民営バス事業者に与える影響が大きいこと，また，均一運賃区間外のみを利用するお客様にとっては値上げとなる場合があるなど，課題も有するところです。

こうした中，京都バス株式会社の御理解をいただき，均一区間を平成26年3月に嵯峨・嵐山地域へ拡大し，さらに，平成28年3月から岩倉，修学院地域へ拡大することで合意したところですが，その他の地域においても，粘り強く民営バス事業者の御理解を求めてまいります。

③ なお，一日乗車券及び昼間割引回数券を均一区間外で使用可能とすることについては，均一区間の拡大と同様に，市バスと路線が競合する民営バス事業者に与える影響が大きいことからその実施は困難です。

※参考 地下鉄運賃の他都市比較

(単位：円)

	営業キロ (km)																					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
京都市	210	260			290			320			350											
札幌市	200	250			290			320			350			370								
仙台市	200	250		300		330		360														
東京都	180		220			270			320			370										
横浜市	210	240			270			300			330			360								
名古屋市	200	240			270			300			330											
大阪市	180	240			280			320			370											
神戸市	210	230			270			310		340		370		400								
福岡市	200	260			300			330			350			370								

注 〇部分は，当該事業者の営業キロを超える部分であり，運賃設定がない。
記載している運賃は全て大人運賃，小児運賃は半額（10円未満端数は切り上げ）

平成 2 8 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 0 5
要 望 内 容	回 答		
3 0 5 バス運転手の「若年嘱託制度」を廃止し、正職員とすること。	<p>① 若年嘱託制度については、運転技術やお客様接遇に優れた優秀な職員を確保するため、平成12年度に導入したものであり、平成27年度には、意欲的な若手正規職員の育成等を目指し、嘱託期間を「4年」から「3年」に変更したところです。</p> <p>引き続き、若年嘱託制度により、優秀な職員の確保に努めてまいります。</p>		

平成 2 8 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 0 6
要 望 内 容	回 答		
<p>3 0 6 「管理の受委託」は撤回すること。委託先の労働者の労働条件・健康管理についても、交通局として責任を果たすこと。</p>	<p>① 管理の受委託については、路線、運賃、ダイヤの決定に本市が責任を負いつつ、市バスの運行を民間バス事業者に委託することで、事業の効率化を図りながら市バスネットワークを維持するための手段と判断しております。</p> <p>② 委託先の労働条件については、各社の責任の下、労働関係法令を遵守したうえで取り決められているところです。</p> <p>(平成 2 8 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理の受委託 委託料 5, 4 8 7, 2 3 1 千円 		

平成 2 8 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 0 7
要 望 内 容	回 答		
3 0 7 公共交通優先の交通規制を府公安委員会と協議し、走行環境を改善すること。	<p>① 市バスの走行環境の改善については、運転士からの情報を基にした現地踏査や、ドライブレコーダーの映像などにより、違法駐停車が多い路線等の状況を把握したうえで、その都度、交通規制を管轄する警察署に取締・指導を要望しているところです。</p> <p>今後も、取締の強化を要望するとともに、京都府警察と協調してバス専用レーンの徹底に向けた啓発を行い、市バスの走行環境改善に努めてまいります。</p> <p>(平成 2 8 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用レーン啓発 1, 5 6 7 千円 		

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 0 8
要 望 内 容	回 答		
3 0 8 生活支援路線への補助制度を回復すること。一般会計からの補助金を確保すること。	<p>① 市バス事業では、平成 2 6 年度決算において、累積欠損金及び累積資金不足を解消したため、平成 2 4 年 1 1 月に策定した「京都市交通局市バス・地下鉄中期経営方針」に掲げた目標どおり、生活支援路線補助金など一般会計からの任意補助金に頼らない自立した経営を実現しました。</p> <p>生活支援路線補助金を返上した後においても、市民生活に不可欠な市バス全路線についてはしっかりと維持してまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

309 バス待ち環境の改善を計画的に進めること。

① 本市では、これまでから、広告付き上屋の整備、ベンチの増設、新たな発想による「バスの駅」の設置や、インターネットを活用することにより低廉化が実現したバス接近表示器の大幅増設など、様々な取組を積極的に進めてまいりました。

平成28年度も、引き続きバス接近表示器や「バスの駅」の設置を進めるとともに、上屋、ベンチ、ソーラー式バス停照明の増設を行うなど、更なるバス待ち環境の向上に向けて、計画的に取り組んでまいります。

(平成28年度予算額)

・バス停上屋設置	60,620千円【新規】
・バス接近表示器設置	82,080千円
・ソーラー式バス停照明設置	8,888千円【充実】
・「バスの駅」設置	20,000千円
・バス停ベンチ	2,600千円【充実】

<取組実績 平成27年12月末時点>

項目	平成27年度	設置累計
広告付き上屋	16	166
バス接近表示器	50	413
ベンチ	7	829
簡易ソーラー式照明器具	30	90
「バスの駅」(箇所)	13	25

平成 2 8 年度 予算 要望 に対する 回答

NO.

3 1 0

要 望 内 容

回 答

3 1 0 バスとバス，バスと地下鉄の乗り継ぎは無料にし，利便性の向上を図ること。回送バスを減らすこと。

- ① 現在，トラフィカ京カード等の御利用により，市バスと市バスの乗継では 9 0 円，市バスと地下鉄の乗継では 6 0 円の乗継割引を行っており，平成 2 9 年 4 月からは，全国 1 0 種類の I C カードでも同様の乗継割引を実施する予定です。
乗継を無料とした場合，その減収分を補うだけの収入の確保は難しく，経営に与える影響が大きいことから，実施は困難です。
- ② 回送バスは，市バス営業所から離れたバス停を出発地点とする系統のバス運行に必要不可欠なものであり，回送運行については最小限となるよう尽力しております。
引き続き，可能な限り回送バスの運行が少ない効率的な運営，営業化などについて研究を重ねてまいります。

要 望 内 容

回 答

311 すべての地下鉄駅に駐輪場を整備すること。駐輪場需要に応じてスペースの確保に努めること。

① 本市では、積極的に自転車等駐車場の整備を進めるとともに、民間自転車等駐車場の整備費用の一部を助成する「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」、道路占用制度を活用した路上駐輪場の整備により、民間事業者の自転車等駐車場整備の促進を図っております。

② これらの取組等により、ほぼ全ての地下鉄駅周辺に、一定数の駐輪場を確保できております。今後は、各地域の放置自転車の状況、駐輪需要を踏まえ、必要な駐輪スペースの確保に努めてまいります。

(平成28年度予算額)

・京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度 32,000千円【充実】

(経過・これまでの取組等)

平成21年度 京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度の運用開始
改訂京都市自転車総合計画の策定
助成実績10件（自転車463台、バイク194台分）
（今出川駅ほか）

平成21～22年度 御池通まちかど駐輪場の整備
平成22年度 助成実績6件（自転車317台、バイク189台分）
（四条駅ほか）

平成22～23年度 二条駅まちかど駐輪場の整備
平成23年度 助成実績11件（自転車579台、バイク128台分）
（北大路駅ほか）

平成24年度 烏丸今出川路上駐輪場の整備
助成実績9件（自転車249台、バイク305台分）
（京都駅ほか）

平成25年度 助成実績10件（自転車480台、バイク113台分）
（鞍馬口駅ほか）

(次ページに続く)

平成 2 8 年度 予算 要望 に対する 回答

NO.

3 1 1

要 望 内 容

回 答

平成 2 6 年度 助成実績 1 2 件 (自転車 6 3 0 台, バイク 1 6 6 台分)
 (丸太町駅ほか)
 平成 2 7 年度 助成予定 9 件 (自転車 4 9 3 台, バイク 1 8 8 台分)
 (北大路駅ほか)

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 1 2
要 望 内 容	回 答		
3 1 2 点字ブロックの敷設や歩道の整備など、全バス停のバリアフリー化を全庁的支援のもとで促進すること。	<p>① 点字ブロックについては、視覚に障害のある方に安心してバスに御乗車いただくため、これまでから多くのバス停留所に敷設してまいりました。今後も「京都市みやユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、道路管理者の協力の下、点字ブロックの敷設をはじめ、停留所のバリアフリー化の推進に鋭意取り組んでまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

313 乗客代表，市民，学者，専門家，交通労働者，行政などによる開かれた恒常的な「京都市交通問題懇談会（仮称）」や行政区ごとの「交通懇談会」を設置し，市民参加の論議を行うこと。地域ごとの地域交通計画を策定すること。

① 本市では、「歩くまち・京都」の実現のため，市民委員の皆様をはじめとして，学識経験者，有識者，経済団体，交通事業者，行政機関など幅広い委員に参画いただいている「歩くまち・京都」推進会議を設置し，「歩くまち・京都」総合交通戦略を推進しております。

② また，観光地交通対策や，駅等のバリアフリー化の推進，「歩いて楽しいまちなか戦略」などの実施プロジェクトごとに，市民をはじめ，関係団体，学識経験者，交通事業者などの参画による研究会や協議会を開催し，施策・事業に対する合意形成を図っており，今後とも，市民や関係団体をはじめ，多くの方々の御意見を踏まえ，各区からの意見も十分に反映させながら，交通政策に係る課題の解決に向けて取り組んでまいります。

（平成28年度予算額）

- ・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 8,000千円
- ・「歩くまち・京都」公共交通ネットワークの連携強化 6,190千円
- ・「スローライフ京都」大作戦プロジェクト(モビリティ・マネジメントの推進) 22,390千円
- ・「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進 40,412千円
- ・観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦） 29,290千円
- ・安心・安全な東大路歩行空間創出事業 5,000千円
- ・駅等のバリアフリー化の推進 163,813千円

平成 2 8 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 1 4
要 望 内 容	回 答		
3 1 4 整備部門の民間委託を撤回し、人的、技術的強化を図るため、整備士の計画的採用・養成をすすめること。	① 市バス、地下鉄の整備業務については、効率的な運営に留意しつつ、長年培ってきた技術と経験を引き継ぎ、安全運行のための適正な整備水準の確保や委託先への指導監督等の安全管理の徹底を図るため、今後も必要な体制を確保してまいります。		

要 望 内 容

回 答

十 生活道路優先の道路環境整備を
315 鴨川東岸線の塩小路から岸上橋間（第3工区）
の道路整備計画は、撤回すること。

① 鴨川東岸線は、鴨川左岸の出町柳から十条通間を結び、市域の南北を結ぶ幹線道路として重要な道路となっております。

出町柳～塩小路通間については整備が完了し、塩小路通以南の事業区間のうち、第1工区は完了しているものの、施行中の第2工区と未着手である第3工区が未整備であるため、京都高速道路（阪神高速8号京都線）へのアクセスの向上等、道路ネットワークとしての機能が発揮できない状態となっております。

② そのため、第2工区については、平成21年10月から、橋りょう下部工工事及び九条跨線橋耐震補強工事を実施し、平成26年度までに完了しております。

平成27年度からは、橋りょうの上部工工事に着手し、早期の開通を目指しているところです。

③ また、平成28年度は、第3工区について、事業化に向けた調査を行ってまいります。

（平成28年度予算額）

- ・鴨川東岸線（第2工区） 876,000千円
- ・鴨川東岸線（第3工区） 43,000千円

（経過・これまでの取組等）

第1工区 平成5年度～平成21年度
整備完了

第2工区 平成9年度 事業着手
平成21年度 橋りょう下部工工事、九条跨線橋耐震補強工事着手
平成23年度 橋りょう下部工工事完了
平成26年度 九条跨線橋耐震補強工事完了
平成27年度 橋りょう上部工工事着手

要 望 内 容

回 答

3 1 6 国道 9 号 線「西 立 体 交 差 事 業」の 葛 野 大 路 区 間
に つ い て は、 国 に 見 直 し を 求 め る こ と。

- ① 国道 9 号 の 西 京 区 千 代 原 口 地 区（千 代 原 口 交 差 点 の 立 体 化）， 右 京 区 葛 野 地 区 に
お いて， 国 土 交 通 省 が 京 都 西 立 体 交 差 事 業 を 実 施 し て い ま す。
- ② 西 京 区 の 千 代 原 口 に つ い て は， 平 成 2 5 年 2 月 2 3 日 に 地 下 ト ン ネ ル が 開 通 し，
現 在， 車 道 及 び 歩 道 の 復 旧 工 事 が 行 わ れ て い ま す。
- ③ 右 京 区 の 葛 野 地 区 に つ い て は， 千 代 原 口 地 区 や 京 都 第 二 外 環 状 道 路（平 成 2 5 年
4 月 2 1 日 開 通） の 完 成 に よ る 交 通 状 況 の 変 動 を 注 視 し て い く と 聞 い て お り ま す。

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 1 7
要 望 内 容	回 答		
3 1 7 北泉通の拡幅と高野川架橋計画を中止すること。	<p>① 都市計画道路北泉通については、左京区総合庁舎への高野川東側からのアクセスを飛躍的に向上させるものであり、重要な事業であると考えております。また、地域住民から、早期完成を求める強い要望をいただいております。</p> <p>平成 2 8 年度は、引き続き、用地買収の取組を進めるとともに、橋りょう工事に着手する予定です。</p> <p>(平成 2 8 年度予算額)</p> <p>・北泉通（橋りょう下部工他） 4 8 5, 1 3 0 千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 0 ～ 2 2 年度 街路基本調査を実施 平成 2 3 ～ 2 4 年度 都市計画変更手続きを実施 平成 2 4 年度 事業認可取得，用地測量 平成 2 5 年度 物件調査，詳細設計 平成 2 6 年度 物件調査，用地買収，詳細設計 平成 2 7 年度 物件調査，用地買収</p>		

要 望 内 容

回 答

318 通学路や生活道路について、警察や学校等の関係機関と連携し、自動車のスピード抑制、細街路への流入抑制など、歩行者優先で安全対策・整備をすすめること。土木事務所の予算を増額すること。

① 本市では、平成24年4月に東山区大和大路通及び亀岡市篠町で相次いで発生した交通事故を受け、市内の全小学校を対象に実施した緊急総点検の結果を基に、要対策箇所を洗い出し、ポストコーンの設置、学校周辺の路側部のカラー化などの対策に取り組み、平成25年5月に完了しました。

平成27年7月には、「京都市通学路交通安全プログラム」を策定し、土木事務所、教育委員会、警察署が連携し、通学路に係る交通安全確保の一層の取組を進めております。

② また、多くの人が入り出りする都心部の細街路において、歩行空間の確保を目的とした「歩いて楽しいまちなかゾーン」の整備を京都府警察と連携しながら進めており、平成27年10月末には三条通の制限速度を変更したことにより、御池、烏丸、四条、河原町通で囲まれたエリアが面的に20km/時となりました。

③ さらに、指定した区域で制限速度を30キロに定める「ゾーン30」について、平成27年度からは開晴学区（東山区）において実施しております。

④ 今後とも、通学路の安全対策の取組により得た知見をいかし、引き続き、区役所、教育委員会、京都府警察との緊密な連携の下、通学路を含む生活道路について安全対策に取り組むとともに、京都府警察が進めるゾーン対策の他の学区への拡大についても、連携して進めてまいります。

また、土木事務所の予算については、引き続き、必要な予算の確保に努めてまいります。

(平成28年度予算額)

・道路維持補修費	2,556,302千円
・交通安全施設整備費	597,607千円
・土木事務所等運営	165,499千円

平成 2 8 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 1 9
要 望 内 容	回 答		
<p>3 1 9 横断歩道橋の撤去については、地元・学校関係者等の声をよく聞いてすすめること。</p>	<p>① 本市が管理している横断歩道橋の多くは、昭和 4 0 年～昭和 5 0 年代初頭にかけて、当時社会問題化していた交通事故対策等のために整備したものであり、これまで、部分的な補強などにより維持管理を行ってまいりました。</p> <p>② しかしながら、経年による老朽化、バリアフリーや景観の観点から問題が生じているものが多くあり、また、少子化の進展により通学路の指定がなくなるなど利用者が少なく、既にその役割を終えているものもあることから、利用状況等により存続する必要があるものを除き、原則撤去を進めております。</p> <p>③ なお、撤去に当たっては地元や関係機関としっかりと協議を行ってまいります。</p> <p>(平成 2 8 年度 予算 額)</p> <p>・横断歩道橋撤去 1 1 3, 0 0 0 千円</p>		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 2 0
要 望 内 容	回 答		
3 2 0 里道については，住民要望に基づき舗装整備を行うこと。	① 里道については，厳しい財政状況の中，現状のまま維持管理することを基本としており，道路改良を行うことは困難ですが，市民からの御要望や現地の状況等を踏まえ，適切な維持管理に努めてまいります。		

平成 2 8 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 2 1
要 望 内 容	回 答		
3 2 1 私道の舗装整備助成について、L型側溝単独でも使えるよう柔軟に対応すること。	<p>① 私道については、一般交通の用に供されている場合には、公道と同様、重要な機能を有していることから、地元が実施される舗装工事を支援（補助）しており、平成22年度から排水施設の改修を助成対象に拡大するとともに、助成率を50%から75%へと引き上げを行い、さらに、平成25年度からは袋路となっている私道についても助成対象に加えました。</p> <p>また、平成27年度からは、これまで5月から8月までの3箇月間であった受付期間を通年に拡大するなど、助成制度の更なる利用促進を図っているところです。</p> <p>なお、本制度では、舗装とそれに付帯するL型街渠を一体的に整備することにより、私道の整備が促進されるものとしているため、助成対象をL型街渠等の単独工種に拡大することは考えておりません。</p> <p>② 今後も、多くの市民要望に応えるため、予算の確保に努めてまいります。</p> <p>（平成28年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私道整備助成金 15,000千円 		

平成 2 8 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 2 2
要 望 内 容	回 答		
3 2 2 水路にかかる通路橋の適正化については，市民に新たな負担を求めないこと。	<p>① 市内には，本市が管理する水路等に許可なく設置された通路橋が多数あることから，許可を得て占用料を負担されている方との間で不公平が生じております。</p> <p>そのため，平成 2 7 年度から，不公平な状態の解消と，財産の適正な管理及び有効活用の観点から通路橋の適正化を進めていくこととしました。</p> <p>なお，適正化の指導対象は，これまで許可を取得せず，占用料も負担していない方であり，新たな負担を求めるものではありません。</p>		

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 2 3
要 望 内 容	回 答		
<p>3 2 3 自転車駐輪場の整備をさらに促進すること。路上駐輪場を積極的に設置すること。バイク・自動二輪置場の確保に努めること。</p>	<p>① 本市では、積極的に自転車等駐車場の整備を進めるとともに、民間自転車等駐車場の整備費用の一部を助成する「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」、道路占用制度を活用した路上駐輪場の整備により、民間事業者の自転車等駐車場整備の促進を図っております。</p> <p>平成 2 7 年度は助成制度を活用し、バイク（原動機付自転車・自動二輪車）を含めた駐輪場を 6 箇所（バイク 1 8 8 台分）整備予定であり、引き続き民間事業者の力を活用して、バイク駐車スペースを確保してまいります。</p> <p>また、平成 2 7 年 3 月には公募事業者により、桂川駅西口バイク駐車場の供用を開始したほか、平成 2 7 年 4 月から、御池地下駐車場においてバイクを受け入れております。</p> <p>② また、自動二輪車の駐車対策として、原付を受け入れていた市営自転車等駐車場 1 8 施設のうち、施設改修が不要な 1 1 施設において、平成 2 6 年 4 月から自動二輪（1 2 5 C C 以下）を原付と同料金で受け入れております。</p> <p>③ さらに、平成 2 6 年 1 0 月からは、自動二輪車の駐車場を確保するため、一定規模以上かつ特定の建築物に駐車場の設置を義務付けるとともに、必要となる自動二輪車の駐車場の台数に応じて自動車の駐車場の台数を減らすことができる制度を新たに導入しました。</p> <p>④ 今後も、各地域の放置自転車の状況、駐輪需要を踏まえ、必要な駐輪・駐車スペースの確保に努めてまいります。</p> <p>（平成 2 8 年度予算額） ・京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度 3 2, 0 0 0 千円【充実】</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成 2 1 年度 京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度の運用開始 （次ページに続く）</p>		

要 望 内 容

回 答

平成22年度 御池通まちかど駐輪場の整備
平成23年度 二条駅まちかど駐輪場の整備
四条大宮まちかど駐輪場の整備
平成24年度 烏丸今出川路上駐輪場の整備
平成25年 5月 付置義務駐車場の弾力的な活用による自動二輪車駐車場確保
に関する検討業務委託契約
6月～ 自動二輪車利用者へのアンケート調査及び駐車場管理者への
聞き取り調査
11月 京都市駐車場条例の改正案に関するパブリックコメントの
実施
平成26年 3月 京都市駐車場条例の改正・一部施行
平成26年度 市営自転車等駐車場（11施設）において、自動二輪車
（125cc以下）の受け入れ開始
出町柳まちかど駐輪場の整備
七之舟入自転車駐車場の整備
四条大宮まちかど駐輪場（増設）の整備
京都市京都駅八条口自転車駐車場の整備
平成26年10月 京都市駐車場条例の全面施行
平成27年 3月 桂川駅西バイク駐車場の整備
4月 御池駐車場へのバイク受け入れ開始
京都市自転車等放置防止条例の改正
11月 八条口まちかど駐輪場のリニューアルオープン
12月 市役所前広場自転車駐車場の整備

<原動機付自転車等の受け入れ台数等>

原動機付自転車（排気量50cc以下）を受け入れている

市営自転車等駐車場 18箇所 2,220台

原動機付自転車・自動二輪車（排気量50cc以上）を受け入れている

市営駐車場 8箇所 759台

要 望 内 容

回 答

324 自転車専用レーンを拡充し、自転車道のネットワークを広げること、自転車走行レーンへの自動車の違法駐車対策など、自転車走行環境の改善に努めること。

- ① 平成27年3月に策定した「京都・新自転車計画」において、自転車走行環境の「みえる化」を大きな柱の1つとしており、平成27年度中に策定予定の京都市自転車走行環境整備ガイドラインに基づき、重点地区から、自転車走行環境の整備を順次行うことで、幹線道路と細街路を含めた面的なネットワーク化を図ってまいります。
- ② 平成28年度は、七条通（千本通～西大路通）において、整備の完了した七条通（大宮通～千本通）に引き続き、平成27年度に着手した自転車走行環境整備の設計を基に、地元と意見交換しながら検討してまいります。
- ③ 荷捌き等の駐車対策については、京都市自転車走行環境整備ガイドラインに基づき、京都府警察と連携しながら、自転車の走行環境整備に併せて取り組んでまいります。
- ④ 違法駐車対策の推進については、都心部（河原町通、烏丸通、四条通、御池通等）や京都駅周辺及び観光地等において、違法駐車等防止指導員による違法駐停車解消のための指導・啓発活動を実施するとともに、より効果的な指導・啓発活動を展開するため、京都府警察や関係機関と連携した「中心市街地重点路線等クリア作戦」（月1回程度）を定期的実施するなど、違法駐停車の解消に向けた取組を引き続き推進してまいります。

（平成28年度予算額）

- ・京都市自転車走行環境整備事業 89,900千円【新規】
- ・違法駐車等防止対策事業 1,725千円

要 望 内 容

回 答

(経過・これまでの取組等)

< 自転車走行環境整備 >

- 平成 2 1 年度 自転車通行環境整備に係る現状調査
平成 2 2 年度 自転車通行環境整備に係る実証実験 (御池通)
平成 2 3 年度 自転車通行環境整備プログラム (整備方針) (案)
取りまとめ
平成 2 4 年度 自転車通行環境整備工事 (烏丸通 : 丸太町通 ~ 御池通)
平成 2 5 年度 ~ 2 6 年度 自転車通行環境整備工事 (御池通 : 御池大橋 ~ 堀川通)
平成 2 6 年度 自転車通行環境整備工事 (西洞院通 : 東寺道 ~ 九条通)
(新町通 : 七条通 ~ 塩小路通)
平成 2 5 年度 ~ 2 7 年度 自転車通行環境整備工事 (七条通 : 大宮通 ~ 千本通)
平成 2 7 年度 自転車通行環境整備設計 (七条通 : 千本通 ~ 西大路通)

< 違法駐車対策 >

- 平成 7 年 4 月 「京都市違法駐車等防止条例」の施行
平成 2 3 年 1 0 月 ~ 中心市街地重点路線等クリア作戦の実施

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 2 5
要 望 内 容	回 答		
3 2 5 自転車走行の交通安全ルール，自転車マナー向上の啓発をすすめること。	<p>① 平成 2 7 年 3 月に策定した「京都・新自転車計画」において，ルール・マナーの「みえる化」を大きな柱の 1 つとしており，現在，子育て世代に対するパパママ自転車教室や，中・高校生に対するスケアード・ストレイト方式（スタントマンによる事故再現等）による交通安全教室等を実施しております。</p> <p>② 今後も，子どもからお年寄りまで自転車の安全利用について知る・学ぶ機会を広く提供するとともに，地域住民や京都府警察をはじめとする関係機関との連携の下，ルール・マナーの周知徹底を図ってまいります。</p> <p>（平成 2 8 年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車安全利用教育の実施 1 5, 0 0 0 千円【充実】 ・自転車ルール・マナーの啓発 1 4, 0 3 2 千円 <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成 2 2 年度 「京都市自転車安心安全条例」の制定 平成 2 3 年度～ スケアード・ストレイト方式による交通安全教室 平成 2 5 年度～ T S マーク普及促進事業 自動車教習所を活用した自転車安全利用講習会 平成 2 6 年度～ 「自転車マナーアップフェスタ i n 京都」の開催 京都市自転車安全利用推進企業制度の創設 「京都・新自転車計画」の策定 平成 2 7 年度～ 子育てパパママ向け自転車交通安全教室</p>		

要 望 内 容

回 答

十一 公正・公開・市民参加の市政運営を
326 職員不祥事について、個人の問題に矮小化せず、組織的な総括を行い、根絶すること。

① 職員の不祥事については、個人の問題としてのみ捉えるのではなく、組織として「これまで成果を上げてきた取組が形骸化していないか」、「職場の隅々にまで緊張感が行き渡っているか」という視点の下、監察監及び統括監察員を先頭に庁内の監察や研修の強化等に取り組んでおり、今後とも服務規律の遵守や適正な業務執行を徹底し、緊張感、危機感の共有を図ってまいります。

(経過・これまでの取組等)

- 平成25年9月 「監察監」及び「統括監察員」の新設をはじめ、服務及び業務監察体制を強化し、全職場に対する監察を開始（平成26年9月に、全職場への監察を完了し、現在も監察を継続実施中）
- 平成27年2月 コンプライアンス向上のための集中取組期間を設定
（取組期間：平成27年2月6日から2月12日まで）
- ・朝礼、ミーティング等において、所属長から平成26年度に発生した不祥事を改めて周知し、服務規律の確保を徹底
 - ・「京都市職員の倫理を確立するための行動規範」を再徹底
 - ・不祥事が発生した局区等を中心に、コンプライアンス推進室が朝礼等に参加し、職員のコンプライアンスに対する意識を喚起
- 平成27年8月 コンプライアンス推進月間
（実施期間：平成27年8月3日から同年9月30日まで）
- ・所属長による職場管理に関する点検（チェックシート）
 - ・各職員による日常業務に関する点検（チェックシート）
 - ・職場ミーティング（公務外非行をなくすための意見交換、事務処理誤りの事例等を基に発生原因や対策についての意見交換）
 - ・コンプライアンス及び情報セキュリティ等に関する研修
 - ・局区等における独自取組

平成 2 8 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 2 7
要 望 内 容	回 答		
<p>3 2 7 個人情報漏えいが発生しており，情報化推進にあたっては，行政業務の見直しを徹底するとともに，職員の技術者育成をはかること。</p>	<p>① 情報化推進に当たっては，個人情報をはじめとした情報資産の保護について万全を期すため，これまでから，ウイルス対策ソフトの導入や外部からの不正な通信を遮断するファイアウォールの設置などの技術的対策を実施するとともに，人的対策として，情報セキュリティ対策基準をはじめとしたルールを整備し，それを徹底させるため，全職員に対しあらゆる機会を捉えて周知するほか，各種研修を開催することで，情報セキュリティに対する意識の向上を図ってまいりました。</p> <p>平成 2 8 年度は，こうした取組に加え，標的型攻撃に対する対策などについて，技術的，人的対策の両面から更なる情報セキュリティ対策の強化を図ってまいります。</p> <p>② また，職員の育成については，技術革新が目覚ましく，日々進化している I T 分野において，本市の情報化を効果的かつ効率的に推進するに当たり，民間事業者の有する専門知識を積極的に活用するため，専門的な業務の一部を外部に委託するとともに，職員の I T に関する専門知識と委託先を管理・監督する能力を備えるための人材育成に努めてまいります。</p> <p>(平成 2 7 年度 2 月 補正 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化 1 6 7, 0 0 0 千円【新規】 <p>(平成 2 8 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更なる情報セキュリティ対策の強化 1 7, 6 0 0 千円【新規】 		

要 望 内 容

回 答

3 2 8 指定管理者制度の適用を行わないこと。現在、同制度によって運用している事業については、公共性・安全性の確保、労働法遵守、雇用の継続など行政水準と労働条件の後退をまねかないよう、予算措置を含め公的責任を果たすこと。指定管理者制度における利用料金制度は行わないこと。

- ① 指定管理者制度の導入に当たっては、「最も効率的な方法によって高品質で満足度の高い市民サービスを安定的に供給する」という市政の基本的な目的に照らして、単に経済性や効率性のみならず、市民サービスの向上や行政責任の確保など多角的な観点から検討を行うこととしております。今後とも、指定管理者制度の対象となる施設については、積極的に同制度の導入に向けた検討を行ってまいります。また、利用料金制は指定管理者による創意工夫を引き出すことのできる手法であり、施設の目的や特性に応じて、活用を進めてまいります。
- ② 同制度導入済みの施設についても、新たに制定された「京都市公契約基本条例」に基づき改定した「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」に沿って適切に運用すること等により、公的責任を果たしているものと考えます。

平成 2 8 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 2 9
要 望 内 容	回 答		
<p>3 2 9 技能労働職員の 5 0 %削減及びごみ収集業務の 7 0 %民間委託化方針を撤回し、直営を堅持すること。</p>	<p>① これまでから、「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」において、技能労働職員については、「技能労働職員の 5 0 %削減の段階的实施」を、ごみ収集業務については、「ごみ収集業務の 5 0 %委託化の計画的实施」を掲げ、取組を進めてきたところです。</p> <p>② 「ごみ収集業務の 5 0 %委託化の計画的实施」については、平成 2 7 年 4 月に達成し、「技能労働職員の 5 0 %削減の段階的实施」については、平成 2 9 年 4 月の達成に向けて、取組を推進しているところです。</p> <p>③ 今後も、平成 2 6 年 9 月に策定した「ごみ収集処理業務の更なる改革策」に基づき、ごみ収集業務の 7 0 %民間委託化をはじめ、徹底した行財政改革に取り組みながら、燃やすごみの完全午前収集など、市民サービスの向上や一層のごみ減量、リサイクルを推進してまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

3 3 0 債権管理条例（仮称）の制定を行わないこと。

① 本市では、「京都市債権管理及び回収に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）に基づき、債権回収ノウハウの向上に向けた研修の拡充、債権回収業務の弁護士委託、京都市債権管理対策本部の設置などにより、適正かつ組織的・計画的な債権管理の全庁一体的な推進に取り組んでいるところであり、債権管理条例（仮称）については、この債権管理の適正化の取組を本市全体としてより一層推進していくために、制定に向けて検討を行っているところです。

今後、基本指針に基づく取組状況や他都市の条例の運用状況等を踏まえ、更に検討を進めてまいります。

（経過・これまでの取組等）

平成 2 4 年 7 月 「京都市債権管理及び回収に関する基本指針」策定

平成 2 7 年 6 月 京都市債権管理対策本部を設置

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 3 1
要 望 内 容	回 答		
3 3 1 外国籍市民の地方参政権をただちに実現するよう国に強く求めること。	① 本市は、多文化共生社会の実現を目指しており、外国籍市民の市政参加は重要な課題と考えていますが、永住外国人への地方参政権付与については、国において判断されるべきものと考えております。		

平成 2 8 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 3 2
要 望 内 容	回 答		
<p>3 3 2 監視カメラの運用を定める基準や法律がないも とで、全国でも本市でも急増する「防犯カメラ」につ いては、厳密な運用・設置基準を設け、データの流 出、プライバシーの侵害がおきないようにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者に対して、プライバシー権、肖像権などの、知 識・認識を正しく得られるよう、周知徹底の機会を充 分に設けること。 ・設置場所において、録画の有無、録画の目的、設置 者、連絡先を明示させること。 	<p>① 本市では、平成 2 4 年度から自治連合会、町内会などの地域団体に対し、街頭防 犯カメラの導入経費の一部を補助する「街頭防犯カメラ設置促進補助事業」を実施 しており、平成 2 7 年度からは事業者等にも対象を拡大しました。</p> <p>② 補助に当たっては、個別に、各団体及び事業者等に対し、防犯カメラの適正管 理、画像の利用、提供の制限、管理・運用規程の策定、設置場所における名称・連 絡先の明示等を定めた「京都府防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」に 基づく運用を求めるなど、丁寧な指導に努めております。</p> <p>③ 引き続き、防犯カメラの設置者や管理者に対し、ガイドラインに沿った適正な管 理・運用を実施するよう周知徹底を図り、「世界一安心安全・おもてなしのまち京 都 市民ぐるみ推進運動」の取組の中で、防犯カメラ設置促進補助事業を継続・充 実させてまいります。</p> <p>(平成 2 8 年度 予算額) ・世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動 1 2 1, 9 0 0 千円【充実】</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 2 4 年 2 月 街頭防犯カメラ設置促進モデル事業補助を実施（4 学区に補助） 7 月 街頭防犯カメラ設置促進補助事業の創設 平成 2 6 年 7 月 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」 協定締結 平成 2 7 年 4 月 補助対象を事業者等に拡大</p>		

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 3 3
要 望 内 容	回 答		
3 3 3 同和をはじめとした団体や個人への特別扱いを一切やめ、一般行政に徹すること。	<p>① 同和行政については、総点検委員会の報告を踏まえ、自立促進援助金制度の廃止やコミュニティセンター施設の転用など、あらゆる特別扱いを排して、改革を押し進めてきました。</p> <p>② 今後についても、市民の理解と共感を得て、全ての人の人権が尊重される社会の構築に向け、取組を推進してまいります。</p>		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 3 4
要 望 内 容	回 答		
3 3 4 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は直ちに廃止すること。	<p>① 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は、「同和問題に係わる差別事象の処理に関する要綱」の廃止の経過を踏まえ、局区等が人権課題全般にわたって適切な対応を図るうえで基本的な考え方を示すものとして必要なものと考えております。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 2 2 年 3 月 「同和問題に係わる差別事象の処理に関する要綱」の廃止 5 月 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」の制定</p>		

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 3 5
要 望 内 容	回 答		
<p>3 3 5 行政の主導による市民と市職員・企業への「人権啓発」や研修の押しつけと参加の強要はやめること。</p>	<p>① 市民一人一人が、自己及び他者の人権の大切さを認識し、日々の暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた人権文化を構築するためには、人権啓発の取組を市民、企業、関係機関・団体等との連携の下、対象に応じて、きめ細かく効果的に推進する必要があります。</p> <p>② 平成 2 5 年度に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果も踏まえ、行政が市民に働き掛ける「広報」、市民への「学習機会の提供」、さらには市民の「自主的な取組の支援」に取り組んでまいります。</p> <p>(平成 2 8 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権文化推進計画の推進（市民啓発事業） 3 6, 5 0 0 千円 ・人権文化推進計画の推進（企業啓発事業） 3, 8 9 0 千円 		

要 望 内 容

回 答

336 消費者行政の推進にあたっては、以下の点に取り組むこと。

- ・「市消費者教育推進計画」の取り組みにあたっては、関係者や市民の意見を反映させること。
- ・消費生活センターの相談件数に見合う相談体制を強化すること。相談員の処遇を改善すること。ワンストップの対応ができるようにすること。
- ・今日の消費生活相談は、被害が多様化していることから、市民への啓発を強め、防止対策を強化すること。

- ① 本市では、平成27年3月に「ともに考え・学び・行動する 消費生活プラン（京都市消費者教育推進計画）」（以下「消費者教育推進計画」という。）を策定し、消費者団体等との連携による講座やイベントの開催、消費者教育冊子等の作成などの消費者教育を推進しております。
消費者団体等の関係者の皆様からは、共催イベントでの連携や定期的な懇談会等を通して、また、市民の皆様からは、啓発イベント等の参加者や冊子の利用者を対象に実施するアンケートを通して様々な御意見をいただいております。
今後も、関係者や市民の皆様からいただいた貴重な御意見を踏まえながら、消費者教育の取組の充実を図ってまいります。
- ② 消費生活総合センターにおける相談体制については、平成27年度に相談員を1名増員し、更なる体制の強化を図りました。
相談員の処遇については、複雑・高度化する相談内容に適切に対応できるよう、研修への参加を積極的に行い、資質向上を図るなど、引き続き、相談員への支援強化に努めてまいります。
また、消費生活総合センターでは、消費生活相談のほか、法律相談、交通事故相談等、様々な相談事業を実施しております。今後も、それぞれの相談事業で連携を図りながら、より多くの相談にワンストップで対応できるよう努めてまいります。
- ③ 近年の消費者被害の多様化を踏まえ、消費生活情報誌、京都市情報館、情報メール便等の様々な媒体により、迅速な注意喚起を行うよう努めております。また、消費者教育推進計画に基づき、啓発イベント、講座、年齢階層に応じた消費者教育冊子の作成・配布等、被害に遭わないための知識を身に付けていただくための様々な取組を進めております。
今後も、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、更なる消費者教育・啓発の充実を図ってまいります。

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

・高齢者の消費者被害を未然に防止するために啓発や見守り活動等の対策を強化すること。

④ 高齢者からの相談を受けるに当たっては、判断能力の低下等により、自主交渉が困難な場合が多いことから、事業者とのあっせん交渉を積極的に行うなど、特にきめ細やかに対応して問題解決を図っております。

一方、高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、広報物を活用した啓発や講座・教室等を開催するなど、高齢者自身あるいは高齢者を見守る立場にある方への啓発を積極的に行うことにより、消費者被害の未然防止に努めております。

引き続き、新たな手口にも十分注意しながら、高齢者への啓発を強化していくとともに、市民ボランティアや関係機関・関係団体と連携し、消費者被害に関する注意喚起等の情報が行き渡るよう、努めてまいります。

(平成28年度予算額)

- ・消費者相談 5,724千円
- ・多重債務相談 673千円
- ・相談事業 30,593千円
- ・消費者啓発 4,210千円

要 望 内 容

回 答

3 3 7 多重債務問題に対する情報提供・相談体制を充実すること。そのための庁内関係部署との連携を強め解決を図ること。

① 本市においては、これまでから、多重債務専用ダイヤルの開設等により多重債務相談体制の強化を図るとともに、弁護士会への委託による多重債務特別相談窓口の開設等の取組を進めることにより、相談機会の拡充を図ってまいりました。

② 近年、多重債務相談については、貸金業法の改正における過剰貸付を抑制するための総量規制の導入や多重債務問題に対する本市における取組などにより、状況に一定の改善が見られ、平成 2 6 年度の本市における相談件数は、平成 2 5 年度から 1 割程度減少するなど、年々減少しております。

③ しかしながら、依然として多重債務問題でお困りの消費者がおられることから、このような方々への対処は重要です。
今後も、相談に応じられる専門体制を継続させていくとともに、庁内関係部署とも連携し、相談窓口の周知をはじめ、契約時の注意点などについての消費者教育に取り組んでまいります。

(平成 2 8 年度予算額)

・多重債務相談 6 7 3 千円

(経過・これまでの取組等)

平成 1 9 年 1 0 月 庁内に「多重債務問題対策専門委員会」を設置
「京都府多重債務問題関係機関対策協議会」に参画
1 2 月 多重債務相談専用ダイヤル（2 5 6 - 3 1 6 0）を開設
平成 2 0 年 4 月 京都弁護士会への委託により多重債務特別相談窓口を開設
平成 2 2 年 6 月 改正貸金業法の完全施行日に合わせ、府内各地で弁護士や司法書士による多重債務法律相談会を実施
9 月 多重債務特別相談とところの健康相談を同一会場で実施（第 2 ・第 4 水曜日）
平成 2 3 年 5 月 多重債務相談専用ダイヤル（2 5 6 - 3 1 6 0）の相談受付時間を延長

要 望 内 容

回 答

338 「きょうと男女共同参画推進プラン」については、以下の取り組みを強化すること。

- ・ マタニティハラスメント、セクシャルハラスメントなど、女性を苦しめる差別をなくし、女性の働く権利を守り、公的保育施設の増設など働きやすい環境を抜本的に整備すること。京都市男女共同参画推進条例に違反した企業・団体の公表など、罰則規定を条例に追加し、実効性あるとりくみを行うこと。
- ・ 広範な女性団体や市民の意見を反映させること。
- ・ 市職員の管理職、審議会委員への女性の登用率をさらに高めること。

- ① 平成23年3月に策定した第4次京都市男女共同参画計画「きょうと男女共同参画推進プラン」に基づき、働く男女が性別による不利益な取扱いを受けることなく、共に能力を発揮して、安心して働き続けられる環境づくりに取り組んでまいりました。
- ② 平成27年度で現計画の前半期が終了することから、平成27年6月に京都市男女共同参画審議会に計画の見直しについて諮問を行い、改定版の策定に向けた検討を進めております。
- ③ 改定版においては、引き続き、男女共同参画社会の形成を大きく阻害する人権侵害であるセクシュアルハラスメントに加え、新たにマタニティハラスメントの防止対策に取り組むことを盛り込むこととしております。また、引き続き、「真のワーク・ライフ・バランスの推進」を計画の重点分野に掲げることとしており、子育てしながら働き続けられる条件整備を進めるなど、男女が共に安心して働き続けられる環境づくりを進めてまいります。
- ④ また、改定版の策定に当たっては、平成27年11月17日から平成27年12月16日の間に広く市民の皆様や女性団体等からの意見を募集しており、いただいた御意見について内容を精査し、可能な限り改定版へ反映してまいります。
- ⑤ 京都市男女共同参画推進条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念や男女共同参画推進施策の基本となる事項を定め、本市、市民及び事業者の責務を明らかにし、本市における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的に制定しており、罰則を定めるべき条例とは認識しておりません。引き続き、本市の男女共同参画社会の実現に向けて、市民の皆様や事業者の皆様をはじめ、オール京都体制で取組を進めてまいります。

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

⑥ 女性職員の登用については、平成 2 7 年 4 月 1 日時点の管理職（課長級以上）に占める女性の比率が 1 6 . 5 %（平成 2 6 年度：1 5 . 7 %），役付職員（係長級以上）全体では 2 1 . 4 %（同：2 0 . 9 %）となり、2 年続けて過去最高を更新しております。

また、平成 2 7 年 4 月の定期異動では、上京区長（局長級）、行財政局総務部長及び中央卸売市場第二市場長（部長級）の要職に、初めて女性職員を登用するとともに、課長級昇任者の約 3 人に 1 人が女性となっております。

引き続き、女性の持てる能力をより一層引き出し、市政の隅々にまで女性の視点が行きわたるよう、積極的に取組を進めてまいります。

⑦ 審議会委員の女性の登用については、第 4 次京都市男女共同参画計画において、「女性委員の登用率が 3 5 % を超える審議会の割合を 5 0 % 以上にする」という目標を掲げ、女性委員の登用に努めております。引き続き、本市における意思決定の場への男女の均等な参加の促進が図れるよう、女性委員のいない附属機関等の解消や女性委員の登用率向上に取り組んでまいります。

（経過・これまでの取組等）

平成 2 7 年 3 月 3 1 日現在 女性委員の登用率が 3 5 % を超える審議会の割合
5 6 . 7 %

4 月 1 日現在 女性役付職員の比率 2 1 . 4 %

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答

NO.

3 3 9

要 望 内 容

回 答

3 3 9 所 得 税 法 5 6 条 の 廃 止 を 国 に 求 め る こ と 。

① 所得税法第56条において、家族従事者の給料収入は必要経費として認められていませんが、例外として、同法第57条において、青色申告を行った場合は必要経費に算入することが認められています。青色申告を行うことにより、正確な記帳、記録に基づく家計と事業の分離が確保され、事業経営に資するものと考えています。

要 望 内 容

回 答

340 DV相談支援センターの相談の増加にみあう体制や支援の拡充を行うこと。民間シェルターへの補助の拡充、公的シェルターの設置などを行うこと。被害者の自立へ継続的支援を行うこと。

- ① 京都市DV相談支援センターにおいては、相談の利用状況を鑑み、平成27年度に相談員を1名増員し、相談体制の充実を図りました。今後も相談件数の推移を踏まえ、必要に応じて体制や支援の拡充に適切に対応してまいります。
- ② 京都市内におけるDV被害者が利用できる公的シェルターは、京都府家庭支援総合センター内に設置されております。
京都府家庭支援総合センターとは定期的な会議の中で情報共有を行うなど連携強化に取り組んでおります。
- ③ 民間シェルターへの補助の拡充については、本市では、緊急時の一時保護を行うため、シェルターを運営する民間団体に対し、家賃に要する費用の助成と生活諸費相当額の助成を実施しているところであり、引き続き、シェルターの稼働状況に応じて、補助の拡充等適切に対応してまいります。
- ④ また、被害者の自立に向けた継続的支援については、京都市DV相談支援センターにおいて、初期の相談から行政手続等への同行支援や、長期にわたる自立に向けた支援まで、被害者に寄り添った継続的な支援に重点的に取り組んでおり、引き続き実施してまいります。

(平成28年度予算額)

- ・DV相談支援センターの運営及びDV被害者支援事業 48,943千円
- ・デートDV予防事業 3,600千円【新規】

平成 2 8 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 4 0
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 7 年 4 月 京都市民間緊急一時保護施設(民間シェルター)補助金制度※の創設 ※ シェルターを運営する民間団体に対し、家賃に要する費用を助成</p> <p>平成 2 3 年 1 0 月 京都市DV相談支援センター開所 京都市配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業費補助金制度※の創設 ※ DV被害者の緊急時における安全の確保を行った場合に、シェルター等を運営する民間団体に対し、生活諸費相当額を助成</p> <p>平成 2 4 年 4 月 DV相談支援センターの非常勤嘱託職員を1名増員</p> <p>平成 2 5 年 4 月 男性のためのDV電話相談窓口を開設</p> <p>平成 2 7 年 4 月 京都市DV相談支援センターの非常勤嘱託員を1名減員 京都市DV相談支援センターの相談員の体制強化</p>		

要 望 内 容

回 答

341 京都市過疎地域自立促進計画は、住民本位で実効性ある計画として策定すること。産業、医療、保育、教育、交通などの支援強化で、定住促進をはかること。「京北地域活性化ビジョン」の市民意見募集に多く寄せられた学校の統廃合は行わないこと。

① これまでから北部山間地域の少子高齢化、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって住み続けられるよう、農林業の振興や農家民宿の開設支援等の地域活性化のほか、二ノ瀬バイパスや京北トンネルなどのインフラ整備を進めてきました。また、平成27年4月には、北部山間地域振興を担当する部長と係長を新設して体制を強化するとともに、8月には「京都 京北未来かがやきビジョン」を策定し、9月には、北部山間地域全体を視野に入れ、全庁横断的に取組を行うため「北部山間振興本部」を立ち上げたところです。

② 平成28年度には、地域や事業者との連携の下、子育て・教育環境の充実、就業支援、光ファイバを利用したインターネット環境の整備促進等の取組を進めるとともに、とりわけ、移住の促進については、「地域おこし協力隊」等の国の制度を活用し、移住者が地域住民とともに地域資源を活かした活性化等に取り組む予定です。

③ 引き続き、地域の思いをしっかりと受け止め、地域力を最大限に活かした山間地域の振興策を実施してまいります。

④ なお、本市の学校統合については、小規模校の教育環境の課題解決を目的として、地域住民・保護者の方々の意向を最大限に尊重しながら、各校・各地域の状況に応じて取組を進めております。

京北地域においては、平成27年7月に提出された統合要望書を真摯に受け止め、京北地域全体の活性化にもつながる小中一貫教育校の創設に向けて取組を進めてまいります。

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 4 1
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成 2 8 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北部山間地域への移住促進事業 1 6, 3 0 0 千円【新規】 ・ 北部山間かがやき隊員（仮称）との協働による地域活性化の推進 1 3, 0 0 0 千円【新規】 ・ 北部山間地域における光ファイバを利用したインターネット環境の整備促進 4 3 0, 0 0 0 千円【新規】 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 7 年度 京都市・京北町合併建設計画策定（平成 1 7 年度～3 1 年度）</p> <p>平成 2 1 年度 「水尾の元気策～地域活性化アクションプラン～」策定 【右京区】</p> <p>平成 2 2 年度 「京都市過疎地域自立促進計画（平成 2 2 年度～2 7 年度）」 策定</p> <p>平成 2 3 年度 「宕陰地域活性化アクションプラン」策定【右京区】</p> <p>平成 2 5 年度 「北山三学区まちづくりビジョン」策定【北区】 「古民家活用ネットワーク事業」【左京区】</p> <p>平成 2 6 年 9 月 京北地域活性化企画本部の立ち上げ</p> <p>平成 2 7 年 8 月 「京都 京北未来かがやきビジョン」策定</p> <p>9 月 北部山間振興本部会議の立ち上げ （第 1 回：9 月，第 2 回：1 0 月，第 3 回：平成 2 8 年 2 月）</p>		

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 4 2
要 望 内 容	回 答		
<p>3 4 2 意見表明権など子どもの権利や発達を保障する「子どもの権利条例（仮称）」を制定すること。国連子どもの権利条約の視点で、すべての行政施策の点検を行うこと。</p>	<p>① 子どもの権利条約では、公的・私的を問わず、児童に関する全ての措置をとるに当たっては、子どもの最善の利益が主として考慮されることを求めています。</p> <p>② 本市においては、こうした条約の考え方も踏まえ、子どもの最善の利益の観点から、子どもたちのために、大人として何をすべきか、市民共通の行動規範として「子どもを共に育む京都市民憲章」を制定するとともに、平成23年4月には、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を制定し、憲章の理念が浸透し、家庭、地域、学校、企業等、社会のあらゆる場で実践行動が広がるよう、取組を進めているところです。</p> <p>③ また、本市の子育て支援の新たな総合計画である「京都市未来こどもはぐくみプラン」（計画期間：平成27年度から平成31年度まで）の策定に当たっては、京都市はぐくみ憲章の理念の下、「子どもを社会の宝として、子どもの最善の利益を追求するまち」を「目指すまちのすがた」の一つとして掲げ、子ども・子育て支援に関するあらゆる施策に欠かすことのできない共通の視点としております。</p> <p>④ 今後においても、「京都市子ども・子育て会議」において、「京都市未来こどもはぐくみプラン」の取組状況の評価・点検を行い、プランに掲げる施策を推進してまいります。</p> <p>（平成28年度予算額） ・子どもを共に育む京都市民憲章の推進 3, 0 0 0 千円</p>		

要 望 内 容

回 答

343 被爆者援護と平和行政の具体化・推進を図ること。

・広島、長崎への修学旅行の実施や被爆体験を聞くことなど、平和の学習を強めること。

・高齢化が進む被爆者に対する実態調査を行い、被爆者援護施策を強化すること。

・被爆2世、3世の医療費補助を創設すること。

・国に対して、原爆症認定訴訟判決をふまえて、原爆症認定基準を早急に見直すよう強く求めること。

・平和首長会議がすすめる「2020ビジョン」の早期達成、核兵器禁止条約の交渉開始を他の自治体と協力して日本政府を始め各国政府に働きかけること。原爆展の毎年開催など独自の取り組みを行うこと。市民が取り組む原爆展を積極的に後援し、公共施設を使えるようにすること。

① 本市立学校においては、学習指導要領を踏まえ、社会科、道徳の時間等を通じた教育活動をはじめ、広島・長崎・沖縄などへの修学旅行においても被爆体験も含む戦争体験講話の聴講や、京都市図書館での平和関連図書コーナーの設置など、これまでから平和学習に取り組んでおり、今後も同様の取組の充実に努めてまいります。

② 被爆者に対する実態調査については、各保健センターで実施している健康診断等により被爆者の方々の健康状態については一定把握していますが、今後とも被爆者の方々の健康状態の把握に努めてまいります。

③ 被爆者の援護施策については、国の責務であり、都道府県が行うべき業務となっており、被爆者の子や孫である被爆2世、3世への援護についても国において検討されるべきものと考えております。

④ 原爆症認定基準の見直しについては、現在、被爆者や専門家で組織される厚生労働省の検討会により、議論が行われているところです。本市としては、今後とも国の動きを注視してまいります。

⑤ 本市においては、2020年までの核兵器廃絶の実現に向けた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に賛同する旨の国際署名や、「北東アジア非核兵器地帯化を支持する声明」に賛同する旨の国際署名を行うなど、平和首長会議と共に、核廃絶を求める声を国際社会に伝えるための取組を行ってきたところです。

また、本市独自に、「平和祈念事業」や平和首長会議が作成した「ヒロシマ・ナガサキ被爆の実相等に関するポスター展」の開催など、平和に関する様々な取組を実施してきたところであり、今後とも取組を進めてまいります。

(次ページに続く)

平成 2 8 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 4 3
要 望 内 容	回 答		
<p>・本市の被爆者団体への補助金をただちに元に戻すこと。語り部や相談活動への支援などを拡充すること。</p>	<p>④ 被爆者団体への被爆者援護事業補助金については、語り部や相談活動等の各種事業を援助する目的で交付しておりますが、この補助金の削減については、平成10年からの市政改革行動計画における全市的な補助金の見直しを踏まえたものであり、本市の厳しい財政状況から、回復又は拡充することは極めて困難です。</p> <p>(平成28年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被爆者援護事業補助金 400千円 		